

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	60 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月
結婚するまでは、同居していた母が私の分を含めて二人分の国民年金保険料を納付していた。
申立期間について、一緒に納付していた母の記録は納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚するまでは、同居していたその母が二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人は国民年金に加入時点で過年度納付を行うとともに国民年金加入期間について申立期間以外に未納は無く、申立人の保険料を納付していたとするその母も国民年金加入期間すべての保険料を納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間前後は現年度納付を行っており、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められ、59年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和54年4月から58年9月まで
③ 昭和59年3月

会社を退職後すぐに国民年金加入手続をし、A市役所で付加保険料を含めて納付していた。

その後、国民年金の免除制度を知り、昭和53年4月から59年3月までの全期間において毎年免除手続をしており、免除期間の間が空いていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職後すぐに国民年金加入手続をし、A市役所で付加保険料を含めて納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月に払い出され、同年7月から同年9月までの保険料及び同年9月の付加保険料が納付されていることから、申立内容に信^{びょう}憑性が認められる。

また、昭和52年9月に国民年金の加入手続をし、同時に付加年金に加入していながら、当初の3か月（付加保険料は1か月）のみ納付し、以降納付しないとするのは不自然である。

2 申立期間③については、社会保険庁の記録から、申請免除期間となっていたものが平成19年10月29日に、国民年金資格喪失日を昭和59年3月25日とされていたことにより、未加入期間と記録訂正されたものであるこ

とが確認できる。しかし、当該期間に申立人が厚生年金保険被保険者となった等の形跡は見当たらないことから、当該期間は、本来国民年金被保険者期間であるべきところを、事実と異なる資格喪失処理により未加入期間となったものと考えられる。

- 3 申立期間②について、申立人は、国民年金免除制度を知り、昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの期間について、毎年、A 市役所で免除申請手続きをしたとしているが、同市の国民年金納付記録及び社会保険庁の記録により、昭和 58 年度の申請免除期間は 58 年 10 月から 59 年 3 月までとなっていることが確認でき、免除申請は本人の申請に基づき認められることを踏まえると、58 年度の申請手続きは 58 年 10 月ころに行われたと推認でき、申述と異なる。

また、A 市の国民年金納付記録及び社会保険庁の記録においても申立期間において免除申請がなされたことを示す形跡が見当たらず、保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は 54 か月と長期間であり、これだけの長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、昭和 59 年 3 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 55 年に来日した後の 59 年ころ、A 区役所から国民年金の加入を勧められ加入した。国民年金保険料は、2 年間さかのぼって納付できると聞き、2 年間分の保険料と昭和 59 年度の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年ころ国民年金の加入手続をした際、2 年間分の保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人は、昭和 59 年度の保険料を現年度納付し、59 年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していることから、60 年 4 月ころに加入手続をし、翌月の同年 5 月に過年度納付したものと推認でき、当該時点で 58 年 4 月から同年 12 月までの保険料についても過年度納付できることから、申立人がまとめて納付したとする主張に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を 6,000 円くらいとしており、実際の保険料額が 5,830 円であることから、申立人の主張する額におおむね一致する。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無い。

しかし、申立人が過年度納付した昭和 60 年 5 月時点では、申立期間のうち 57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、高校卒業後に A 社に就職し、夫の転勤とともに同社を退職したが、将来のことを考え昭和 51 年ころ国民年金に加入し、付加保険料を加えた保険料を納付してきた。夫が銀行員だったことから保険料は口座振替で納付してきたのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、付加保険料を加えた国民年金保険料を口座振替で納付してきたと主張しているところ、B 市の被保険者名簿には、口座振替の欄に「B 銀行 **より口座」と記載されており、59 年 7 月より口座振替で納付していたものと確認できることから、申立人の主張に信憑性が認められる。

また、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、付加保険料を納付するなど保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間は 12 月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私の父が、国民年金の加入及び国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料は平成4年度分として前納したが、年金特別便が来て平成5年3月分が未納であることが分かった。この未納期間について、A社会保険事務所から、平成4年度の保険料は前納の納付期間後に納付しているので前納扱いとならず、納付された保険料を4年4月から5年2月までの期間に充当し、残りの保険料を還付するとの回答を得ている。保険料の時効とならない時期に連絡をくれれば差額を納付した。今ごろになって平成5年3月分が未納で、しかも時効により納付できないと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成4年度の保険料として前納の納付書により平成4年11月19日に納付していることが、申立人が所持している領収証書により確認できる。

また、申立人は、申立期間の納付記録が平成4年度の前納国民年金保険料の納付が納付期限後であるとして、前納扱いとはならず、平成4年4月から5年2月までの期間の保険料として充当し、残額も還付手を勧めるとともに、20年12月22日に記録訂正された結果、申立期間が未納とされたものとしているが、社会保険事務所は、4年度の前納保険料が前納期間後に納付されたことを、当時、把握できたにもかかわらず、それを15年経過した20年12月に記録訂正している上、申立人の5年4月の資格喪失に係る記録訂正を数度にわたって行っているなど、行政機関側の記録管理に不備が見られる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、

申立期間も1か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月から13年3月まで

平成18年に社会保険庁から届いた平成9年度追納勸奨状を見て、14年4月ころに納付したはずの申請免除期間の国民年金保険料が追納された記録となっていないことが分かった。

追納をするためにA町役場（現在は、B市役所C支所）に行ったのは平成14年4月ころで、役場の担当窓口の職員から役場では追納保険料は預かれないので直接社会保険事務所に行くように言われたため、納付をあきらめようとしたところ、一旦窓口から事務室奥に離れたその職員がまた窓口に戻って来て、「本当は預かれないが、こちらで預かる。」と言って紙幣の枚数を確認し、納付の証拠として茶色の領収書を渡してくれたことを記憶している。その領収書はなくしてしまっただが、このような記憶があったので、申立期間は既に追納していたはずであるとD社会保険事務所に連絡したところ、課長ほか2名の職員が自宅に訪問してきたので当該職員に事情を説明したが、結局は納付したことを認めてもらえなかった。そこで、19年4月18日に納付当時の役場の窓口担当者にとって問い質したが、保険料は預からなかったと言われた。

当時の状況はよく覚えており、確かに町役場職員に預けたので、追納した保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納するため貯金口座を解約して費用を工面し、平成14年4月ころに追納したと主張するところ、申立人が申立期間に係る追納申出を13年5月30日に行っていることが社会保険庁の記録から確認できる上、申立人が所持する貯金通帳により13年9月14日に

口座が解約され、申立期間の保険料額を納付するに十分な金額が引き出されていることが確認できることから、申立人の申述には信^{びよう}憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納したときの状況を具体的に申述しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月

平成8年8月に会社を辞めたとき、自身でA市役所に出向き厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、1か月分の国民年金保険料1万2,000円ぐらいを支払った。市役所で手続をしたあと電車でB社会保険事務所に行き健康保険の任意継続手続をして保険料を支払った。20歳のときから、両親から年金は将来のために大切と強く勧められ国民年金に加入しており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し、加入期間において申立期間を除きすべて保険料を納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は厚生年金保険からの切替手続及び申立期間の保険料を納付した時の状況を具体的に申述しており、申立内容に信ぴょう性が認められる。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は実際に必要な保険料額とほぼ一致している上、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月、同年3月及び55年6月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年2月及び同年3月
② 昭和55年6月から56年3月まで

20歳になりA県で国民年金に加入して3か月ごとに印紙によって保険料を納付していたが、B市に引越してからは2か月ごとに集金人に現金で納付していた。社会保険庁からの「ねんきん特別便」では未納期間が3か所となっていたが、1か所は領収書が残っていたので納付に記録が訂正された。他の期間も納付しているので保険料が未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳からA県で国民年金に加入し、B市に転居してからは2か月ごとに集金人に現金で納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が20歳になった昭和44年*月に払い出されていること、及びB市では集金人よる2か月ごとの保険料収納が行われていたことから、申立内容には信ぴょう性が認められる。

また、申立期間①は2か月、申立期間②は10か月とそれぞれ短期間であり、申立期間①及び②の前後は国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人が申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月及び同年3月

昭和43年*月に出産を控えていたので同年2月に会社を辞め、同月29日に私がA町役場に行って国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その際夫はそれまで公的年金に加入していなかったため、一緒に国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、加入手続の際その場で支払ったのか後で支払ったのかは覚えていないが、納めたはずの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間において60歳到達まで保険料を完納し、昭和47年からは付加保険料も納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿から昭和44年2月ころ払い出され、かつ、申立人が所持する領収証書から昭和43年度の保険料を44年5月に過年度納付していることが確認できることから、44年5月に過年度納付した時点で申立期間も過年度納付が可能な期間であり、納付意識が高かった申立人が2か月と短期間である申立期間を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年8月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間①については、私が20歳になったころ、父がA区役所B出張所で国民年金の加入手続きをしてくれ、その後の保険料は取引銀行のC金庫やD銀行E支店の行員が自宅に来た際、父が両親と私の3人分を納付していた。

申立期間②については、私が夫の分と一緒にF金庫G支店へ納付書で納めており、保険料額は3,300円だった。

申立期間①は一緒に払っていた両親が、申立期間②は夫が納付済みになっているのに私の分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②の国民年金保険料は結婚後その夫の分と一緒に納付したと主張しているところ、一緒に納付していたとするその夫は納付済みとなっており、納付したとする保険料額も当時の保険料額と一致している。

また、申立人は国民年金加入期間において申立期間②を除き、国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②前後の保険料も納付済みであることから、3か月と短期間である申立期間②の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和43年*月ころ、その父が国民年金の加入手続きをし、その後の国民年金保険料もその父

が取引銀行の行員が自宅に来た際、両親及び申立人の3人分を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年5月ころに払い出され、かつ、国民年金被保険者資格の取得日が同年4月であることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人がこれまで交付を受けた国民年金手帳は、申立人が20歳になったころ、その父が加入手続をしてくれた際に交付された1冊のみであるとしており、当該手帳の発行日は昭和49年5月21日となっていることから、申立人の申述と異なっている。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続や保険料を納付したとするその父は既に他界しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、その父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から53年3月まで

結婚後、A市で国民年金の手続をした。未納があればさかのぼって国民年金保険料を納めたいと思い、昭和54年末に社会保険事務所で記録を確認してもらい、封筒を取りに行った記憶がある。その後、社会保険事務所に保険料を納めに行き、当時は2万円から3万円くらいなら納められたので、未納の8か月分の保険料だけ納めていると思う。その後、B町の広報を見て、保険料を特例でさかのぼって納付できることを知ったので、過去の空白期間についてさかのぼって保険料を納付しようと思い、平成元年7月にB町役場の窓口で納付の手続をした。窓口で期間と金額を調べてもらい、一度家に戻り銀行でお金を引き出して、その日の午後に改めて役場の窓口で昭和49年8月から53年3月までの保険料23万円を支払った。領収証は渡されなかったので心配に思い、親に相談したところ、町会議員に話をしてくれ、翌年の2月又は3月ころに役場の職員が家を訪ねてきて、3万円から4万円くらいを返された記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年8月から50年3月までについて、申立人は、54年末にさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする54年末の時点では第3回特例納付が実施されており、申立人は記録上強制加入被保険者として取り扱われていることから、同期間について特例納付を行うことが可能であった。

また、申立人がさかのぼって納付したとする国民年金保険料額は、申立

期間のうち、昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月までの保険料を 54 年 12 月に特例納付した場合の納付金額とおおむね一致しており、申立内容に信憑性が認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までについて、申立人は平成元年 7 月に申立期間の国民年金保険料を特例納付によりさかのぼって納付したとしているが、同時期には特例納付は実施されていない上、同時点では時効により申立期間の保険料をさかのぼって納付することもできない。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 53 年 3 月までの期間は共済加入期間であるため、制度上国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が、平成元年 7 月に当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から55年12月まで

20歳になったころ、父に勧められて国民年金に加入した。家の近所のA区役所B出張所で私か父が加入手続をしたと思う。当時、オレンジ色の年金手帳を持っていた記憶がある。国民年金保険料は、私がB出張所で納付書により納めており、結婚前の昭和55年12月まで納付し、その後は納付しなかったのを覚えている。保険料を納めると押印された領収証をもらった。最初のころは1,000円と少し、その後は2,000円から3,000円くらいの保険料を納めた記憶がある。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所B出張所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を同出張所で納付書により納付したとしているところ、A区では、申立期間当時、納付書による保険料収納を行い、同出張所で国民年金の加入手続及び保険料収納を取り扱っていたとしていること、及び申立人が申立期間当時所持していたとするオレンジ色の年金手帳は、当時使用されていた年金手帳と同色であることなど、申立内容は当時の状況と符合している。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、申立内容に信憑性^{びよう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで
結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に妻が納付していた。申立期間について、妻は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、昭和38年7月から39年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が特例納付されたこととなっているところ、社会保険事務所の特殊台帳により45年1月から同年3月までの保険料は特例納付前に納付されていたことが確認できることから、申立期間については特例納付されたにもかかわらず納付期間が誤って記録されたために、申立期間が未納の記録にされたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間当時は、毎年A市役所から送られてきた納付書により、私が近所のB金庫C支店で保険料を定期的に納めていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間は無く、昭和54年1月から61年3月まで付加保険料を納付するなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが社会保険庁の記録により確認できること、申立期間の前後を通じて住所やその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化がみられないことから、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
両親から老後のため国民年金に加入するよう厳しく言われていたので、会社を辞めた昭和 51 年に A 町役場で国民年金の任意加入手続をした。
国民年金に加入後は、保険料の納付を続けてきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和 58 年 4 月及び同年 5 月について、申立人は、A 町役場で国民年金保険料を納付していたとしているところ、社会保険庁の記録から 51 年 7 月に国民年金に任意加入し、保険料の納付を続けていたことが確認できることから、その延長である当該期間も納付を続けていたとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間以外に未納が無いことから納付意識は高かったと認められる。

2 一方、申立期間のうち昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人は、51 年に国民年金に任意加入し、保険料の納付を続けてきたと主張しているが、A 町被保険者名簿及び社会保険事務所の特異台帳には、58 年 6 月 9 日に国民年金の被保険者資格を喪失した記録があり、申立人が被保険者資格の喪失届を A 町役場に提出したものと推認できる。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は、昭和36年にA市役所で国民年金の加入手続をした。毎月自宅に市役所の人から保険料の集金に来ており、亡くなった妻が現金で支払っていた。保険料の金額は覚えていないが最初から納付しているはずであり、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は39年3月ころに払い出されたことが確認できる上、申立人は申立期間以外に未納は無く、納付意識は高かったと考えられることから、同期間を未納としていることは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、年金手帳記号番号の払出時点からすると一部は時効により納付できない期間であり、かつ、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人は国民年金保険料をまとめて納付したことはないとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年12月まで

申立期間については、他界した私の父親から母親の国民年金保険料を特例納付により納めていたことを聞いていた。父親の年金記録にも不自然な点があり、父親も特例納付で保険料を納めていたと確信している。父親の申立期間が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の次男は、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括で特例納付していたと申し立てしているところ、申立人の次男は、昭和54年に実家に帰省した際に、A市の広報誌で第3回国民年金特例納付制度を知り、申立人に「母の年金は大丈夫か」と聞いたところ、申立人から、「母親の年金は、今回の国民年金特例納付制度で未納保険料を一括納付したから心配無い」と聞かされて安心したと証言している上、A市も当時、市の広報誌で特例納付制度の広報を行い、かつ、個別に保険料を計算し納付を促していたとしていることから、申立人の次男の申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の次男は、昭和54年当時、申立人は、Bの卸業、小売業を手広く営んでいたとも申述しており、事実、C会議所からは、申立人が経営する有限会社Dは、年商2億円を超えていたとの回答が得られたことから、申立人は一括で申立人の保険料を特例納付できる資力があつたものと認められる。

さらに、申立人は、社会保険庁の記録によると、国民年金の強制加入期間を過ぎた60歳以降の昭和54年11月2日に払い出しの国民年金手帳記号番号により、52年1月から国民年金保険料の納付を開始しているが、申立人は、大正6年*月生まれで、国民年金の受給資格要件が12年とされており、その時点では昭和51年12月以前の未納期間についても特例納付を行うことを前提に納付をしない限り受給資格要件を充足できないことから、申立人が申立期間の特例納付を行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、A県B町（現在は、C市）で国民年金に加入し、その後保険料は自分自身ですべて納付し、納付金額も覚えている。結婚後も国民年金保険料は夫婦同時に私が納付している。申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、国民年金制度に対する理解及び保険料の納付意識は高いと考えられる。

また、申立人が記憶している申立期間の国民年金保険料の納付金額は、当時の保険料額と一致しており、申立期間も3か月と短期間である。

さらに、申立人は、結婚後も申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと申し立てしているところ、申立人の夫は加入期間中は保険料をすべて納付しており、申立人が国民年金保険料を納付できない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になったころに国民年金に加入したが、経済的な事情により国民年金保険料を納付することができなかった。結婚した後、昭和 53 年 3 月ころに A 区役所から届いた通知により、未納となっている保険料を 2 年前までさかのぼって納付できることを知り、同じく未納期間のあった夫の保険料と一緒に分割して私が納付した。夫が納付済みとなっているのに私の保険料のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫の保険料と一緒にさかのぼって分割して納付したと申し立てているところ、その夫の保険料は、昭和 51 年 1 月から同年 10 月までの分については申立人が所持する領収証書から 53 年 3 月に過年度納付していることが確認でき、51 年 11 月から 53 年 2 月までの分についても、前記の期間が過年度納付されていることを踏まえると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 53 年 7 月を含む同年 5 月から 54 年 1 月までの間に過年度納付していることが推認でき、かつ、申立期間以降は未納が無いことから、申立人の申立内容は基本的に信用できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

平成4年10月ころ、父が私に代わって私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も両親が負担してくれていた。申立期間の保険料については、父がA銀行（現在は、B銀行）の口座から、申立期間のうち6年4月分から同年9月分までは同年5月16日にA銀行C支店において、また、6年10月分から7年3月分までは6年10月24日にD市役所（現在は、E市役所）内の金融機関において、保険料分を含む金額を引き出し納付してくれた。

また、私が平成6年11月に病で入院することとなったため、父は私の将来を心配し、特に国民年金保険料の納付に関しては、重大な注意を払ってくれた。

さらに、父は、当時納付した国民年金保険料額及び納付場所を明確に記憶している上、その父が平成6年12月2日に私の保険料の納付状況を確認した際には、申立期間の保険料が未納であることは確認できなかった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人の父が自身の預金額の一部を申立期間の保険料納付に充てたとしているところ、その父が所有するA銀行の預金通帳の記録から、申立人の保険料を納付したとしている平成6年5月16日と同年10月24日に、保険料を納付するために十分な金額が引き出されていることが確認でき、かつ、申立人はその父が6年11月に申立人が入院

したので、申立人の将来を考え、申立人の保険料の納付状況を確認し、納付してきたと申し立てているところ、その父が当時の納付金額、納付場所等を鮮明に記憶していることから、申立人の申述は信憑^{びよう}性が高いと判断される。

また、申立人は平成4年10月に国民年金に加入して以来、同年10月分を除き加入期間中の国民年金保険料について、そのほとんどの期間の保険料を前納している上、12年4月から18年3月までは学生納付特例を利用し、後の20年9月に、その期間の保険料を一括追納していることから、納付意識は高いと認められ、12か月間と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

20歳になるとすぐに、父が私に代わって私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も両親が負担してくれていた。申立期間の保険料については、申立期間のうち平成7年1月から同年9月までは、同年4月26日に父がA銀行（現在は、B銀行）C支店の口座から25万円引き出し、D市役所（現在は、E市役所）で兄の平成7年度の保険料と一緒に納付した。また、7年10月から8年3月までについても、7年7月17日に同口座から10万円を引き出し、D市役所において、それぞれ母が納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成7年1月から同年9月までについて、申立人の父が当時国民年金保険料を納付するために使用していたA銀行C支店の預金通帳の記録から、7年4月26日に25万円が引き出されていることが確認でき、申立人が申述している7年1月から同年9月までの保険料とその兄の平成7年度分の保険料を合計した金額である23万9,730円におおむね一致している上、その兄の7年度分の保険料は、社会保険庁の納付記録から7年4月27日に収納されていることが確認できることから、保険料を納付するために同年4月26日に引き出し、翌日の同月27日に保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料についても、前述の通帳の記録から、7年7月17日にD市役所内の金融機関において10万円が引き出されていることが確認でき、この期間の国民年金保険

料を算出すると、6万9,420円であることから、引出額の一部が保険料を納付するため充てられ、同市役所において納付したと考えられる。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付を申立期間以降、毎年度一括で納めている上、未納が無いことから納付意識は高いと思われる。

加えて、申立人が15か月間と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から46年1月まで
② 昭和47年4月から49年3月まで
③ 平成6年3月
④ 平成8年4月から9年7月まで

申立期間①については、A区の出張所で加入し、6回から10回に分割して納付した。申立期間②については、支払期日前ごとに近くの郵便局か銀行で納付した。申立期間③及び④については、納付書により、金融機関で納付していた。いずれの期間についても未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納付期日前に最寄りの郵便局や銀行で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和50年11月から同年12月ころであり、その時点では、申立期間②のうち、48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、さかのぼって納付可能な期間となり、その直後の昭和49年度は過年度納付により納付されたと考えられることから、当該期間の保険料を未納とするのは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和47年4月から48年9月までについては、国民年金への加入推定時期である50年11月から同年12月ころの時点では、時効により納付できない期間となり、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もないことから、保険料の納付状況が不明である。

- 2 申立期間①について、申立人は、A区役所の出張所で国民年金に加入し国民年金保険料を6回から10回に分割して納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和50年11月から同年12月ころであり、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間となる。
- 3 申立期間③について、申立人は、納付書により金融機関で保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、平成12年12月7日に、5年12月から始まる厚生年金保険加入期間の喪失時期が6年2月に追加訂正され、それに伴い申立期間③が国民年金加入期間として同じく12年12月7日に追加訂正されていることから、その時点まで、申立期間③は記録上、厚生年金保険加入期間となっていたと考えられることから、申立期間③当時、同期間の保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。
- 4 申立期間④について、申立人は、納付書により金融機関で保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、平成7年4月から申立期間④直前の8年3月までの厚生年金保険加入期間が12年12月7日に遅れて追加訂正され、それに伴い申立期間④が国民年金被保険者資格期間として同じく12年12月7日に追加訂正されていることから、その時点まで、申立期間④は記録上厚生年金保険加入期間となっており、申立期間④当時、同期間の保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 5 月まで
会社退職直後、自営の A 事務所を立ち上げたため、その妻が昭和 62 年 9 月に B 区役所 C 出張所で国民年金への加入手続行い、申立期間の保険料を毎月納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職直後の昭和 62 年 9 月に、その妻が B 区役所 C 出張所で妻の国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続とともに国民年金への加入手続を行い、妻の分とともに申立期間の国民年金保険料を毎月納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は申立期間当初の 62 年 9 月ころであり、国民年金への加入手続を行っているのに申立期間の保険料を納付していないことは不自然である。

また、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立期間後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度適切に行い、国民年金被保険者期間はすべて保険料を納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 5 月まで

夫が会社を退職したため、昭和 62 年 9 月に A 区役所 B 出張所で国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続きを行い、夫の分とともに毎月保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した直後の昭和 62 年 9 月に A 区役所 B 出張所で夫の国民年金加入手続とともに国民年金の種別変更手続きを行い、夫の分とともに申立期間の国民年金保険料を毎月納付したとしているところ、申立人の国民年金第 1 号被保険者への種別変更時期は申立期間当初の 62 年 9 月であり、国民年金への種別変更手続きを行っているのに申立期間の保険料を納付していないことは不自然である。

また、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立期間後は、申立人の夫の転職等に伴う国民年金第 1 号被保険者から第 3 号被保険者等への種別変更手続きをその都度適切に行い、国民年金被保険者期間はすべて保険料を納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間、47年4月から同年12月までの期間、52年4月から同年12月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から43年3月まで
② 昭和47年4月から52年12月まで
③ 昭和53年10月から54年3月まで

昭和39年ころにA県B市からC区に転居してきた。その後の国民年金保険料についてはすべて自分で納付してきたが、その際には区役所から届いた納付書を持参して、当時のそれぞれの住所地の区役所や、区の出張所で定期的に納付していた。保険料の納付を忘れてしまったときは区役所から未納の通知が届き、その都度納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和42年4月から43年3月までについては、申立人が同期間中の42年12月にC区からD区に転居しており、申立人の国民年金手帳の同期間欄には、検認印が押印されていないものの当時の国民年金保険料額が記載され、同様に検認印が無く保険料額の記載のみで、同期間と同じくD区役所で納付可能な期間である翌昭和43年度については、保険料が納付済みとなっていることから、42年4月から43年3月までの保険料が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間②のうち、C区在住時の昭和47年4月から同年12月までについては、その直前の期間で同じくC区在住時の45年4月から47年3月までの国民年金保険料が納付済みであることから、47年4月から同年12月

までが未納となっているのは不自然である。

- 3 申立期間②のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までについて、申立人は、同期間中の 52 年 10 月から E 区に在住しており、その直後の期間で同じく E 区在住時の 53 年 1 月以降の国民年金保険料が納付済みであることから、52 年 10 月時点で現年度納付が可能な 52 年 4 月から同年 12 月までが未納となっているのは不自然である。
- 4 申立期間③については、その後の申請免除期間中である昭和 55 年 9 月 4 日に申立期間③の直前の 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料をさかのぼって納付していることが、申立人が所持している領収証書から確認できることから、6 か月と短期間である申立期間③が未納となっているのは不自然である。
- 5 申立期間①のうち、昭和 39 年 11 月から 42 年 3 月までについて、申立人は、当時 C 区に在住しており、納付書を持参して C 区役所で国民年金保険料を納付したとしているが、当該期間の C 区における保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立人の申述と相違している。
また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 申立期間②のうち、昭和 48 年 1 月から 52 年 3 月までについて、申立人は、48 年 1 月から 51 年 10 月までは、当時 F 市に在住しており、納付書を持参して F 市役所で国民年金保険料を納付したとしているが、当該期間の F 市における保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立人の申述と相違している。
また、昭和 51 年 11 月及び同年 12 月については A 県 B 市、52 年 1 月から同年 3 月までについては D 区に在住しているが、それぞれの住所地での国民年金保険料の納付方法等に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立人の国民年金手帳には、B 市及び D 区に住所変更した記録は無いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。
さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、47 年 4 月から同年 12 月までの

期間、52年4月から同年12月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間のころは自営業がこれまでになく不振で収入が減ったが、国民年金保険料の納付は絶対に欠かすまいとして、申立期間は、期ごとの納期限には遅れながらも、妻が A 市役所（現在は B 市役所）C 支所ですべて現年度内に夫婦二人分の保険料納付を行った。大変な思いをして納付したのに夫婦二人分とも未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、A 市役所 C 支所ですべて現年度内に納付したとしているところ、当時、同支所では現年度内の国民年金保険料を収納しており、同じく A 市在住時で申立期間直前の昭和 56 年度についても、保険料が納付済みとなっていることから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の妻は、申立期間に続く昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料についても、納期限に遅れたものの C 支所で納付しようとしたところ、職員に「ここでは納付できない。A 市役所に行って下さい。」と教示され、幼い次女を連れて遠い道のりを市役所本庁まで行かなければならないことから、同期間を未納としてしまったことで、申立人夫婦にはいつまでも後悔の念が残ったとしており、この具体的な未納の記憶とともに、申立期間についての納付の記憶は明確であるとしているところ、申立期間当時、C 支所では現年度の保険料を収納していたが、過年度の保険料は A 市役所本庁で過年度納付書を発行してもらう必要があったことから、申立人の妻の記憶と符合し、申立期間の保険料納付に関する申立人の妻の記憶は信憑性がある。

る。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立人及びその妻の社会保険庁の特殊台帳の記録によると、昭和57年度を除く50年度から58年度までの各年度については定額保険料の納付月数が明示されているのに、申立期間が含まれる57年度については何ら示されず空白のままになっており、社会保険庁の記録管理の不備の可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間のころは夫の自営業がこれまでになく不振で収入が減ったが、国民年金保険料の納付は絶対に欠かすまいとして、申立期間は、期ごとの納期限には遅れながらも、私が A 市役所（現在は B 市役所）C 支所ですべて現年度内に夫婦二人分の保険料納付を行った。大変な思いをして納付したのに夫婦二人分とも未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、A 市役所 C 支所ですべて現年度内に納付したとしているところ、当時、同支所では現年度内の国民年金保険料を収納しており、同じく A 市在住時で申立期間直前の昭和 56 年度についても、保険料が納付済みとなっていることから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間に続く昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料についても、納期限に遅れたものの C 支所で納付しようとしたところ、職員に「ここでは納付できない。A 市役所に行って下さい。」と教示され、幼い次女を連れて遠い道のりを市役所本庁まで行かなければならないことから、同期間を未納としてしまったことで、申立人夫婦にはいつまでも後悔の念が残ったとしており、この具体的な未納の記憶とともに、申立期間についての納付の記憶は明確であるとしているところ、申立期間当時、C 支所では現年度の保険料を収納していたが、過年度の保険料は A 市役所本庁で過年度納付書を発行してもらう必要があったことから、申立人の記憶と符合し、申立期間の保険料納付に関する申立人の記憶は信憑性がある。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立人及びその夫の社会保険庁の特殊台帳の記録によると、昭和57年度を除く50年度から58年度までの各年度については定額保険料の納付月数が明示されているのに、申立期間が含まれる57年度については何ら示されず空白のままになっており、社会保険庁の記録管理の不備の可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から50年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、結婚した時から納付しなければならない
と思っており、特例納付の案内がきたので昭和55年4月に納付した。
当時の銀行預金通帳が見つかったので申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所から特例納付の案内がきたので、昭和55年4月にさかのぼって納付したはずであると主張しているところ、55年4月は第3回特例納付の実施期間中であり、申立人が保管していた55年当時のB組合C支所発行の本人名義の普通預金通帳によれば、第3回特例納付実施期間中の55年4月16日に30万円を引き出ししていることが確認できる上、申立人の父親が地区の納税組合に納付した明細を記帳していたとする「納税控」の55年分の4月の欄に「34万円」という金額が記載されており、当該金額は、申立期間の保険料を特例納付するのに必要となる保険料額と合致していることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間の直後で時効にかからない昭和51年1月から53年3月までの保険料を53年5月11日に過年度納付によりさかのぼって納付していることが確認でき、申立人の国民年金保険料の未納期間を無くそうとする意欲がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間を除いて保険料の未納期間は無く、その妻も国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立人の両親は国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に至るまで保険料をすべて納付しているこ

とから、申立人、その妻及び両親の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 49 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 47 年 5 月に国民年金に加入後、資格喪失するまで、近くの A 市役所 B 出張所で毎月納付した。同期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人と同じ A 市内に住んでいたその姉に勧められ昭和 47 年 5 月に国民年金に任意加入し、49 年 5 月に国民年金被保険者資格を喪失するまで、申立期間の国民年金保険料を住居地の近くにある A 市役所 B 出張所で納付したとしているところ、申立人の姉は、申立人に国民年金への加入を勧めたところ申立人は加入し、しばらく国民年金保険料を納付した後、生活苦から止めたことを聞いたと証言しており、申立人が保険料を納付したとする同出張所は、申立人の住居から徒歩 10 分ほどの場所にあり、かつ、申立期間当時、国民年金保険料を収納していたことから、申立人の申述には信憑性が認められる。

また、申立人は、昭和 47 年 5 月に国民年金に任意加入していることから、加入後、保険料が納付されていないのは不自然であり、国民年金被保険者資格を喪失した事情についても経済的事情によるものと明確に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A株式会社に係る申立期間④及び⑤における標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を申立期間④は16万円、申立期間⑤は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月1日から同年同月31日まで
② 昭和48年11月1日から同年12月31日まで
③ 昭和50年3月1日から54年7月31日まで
④ 昭和54年8月1日から同年10月1日まで
⑤ 昭和56年8月1日から同年10月1日まで
⑥ 昭和57年9月1日から同年同月21日まで

ねんきん定期便が送られてきたが、自分が保管していた給与明細書と社会保険庁の記録を照合してみたところ、B株式会社（現在は、株式会社C）で勤務したうち、昭和47年12月、48年11月及び同年12月の3か月分について、給与から控除された保険料とねんきん定期便の保険料納付額の記録が違っており、標準報酬月額を調査してほしい。

また、A株式会社に勤務していたときの給与支払明細書と社会保険庁の記録の間でも、昭和50年3月から54年9月までの期間、56年8月、同年9月及び57年9月の58か月分について、給与から控除された保険料とねんきん定期便の保険料納付額の記録が違っており、標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④及び⑤について、申立人のA株式会社における給与支払明細書から、申立人は、昭和54年8月及び同年9月については標準報酬月額16万円、56年8月及び同年9月については標準報酬月額18万円に基づく保険料に相当する額が、事業主によって厚生年金保険料として控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出したねんきん定期便に記載された保険料の納付額の記録では、54年8月及び同年9月は標準報酬月額15万円、56年8月及び同年9月は標準報酬月額17万円に基づく保険料の納付が確認でき、当該4か月すべてにおいて事業主による厚生年金保険料の控除額と一致していない。

一方、申立人は、両申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の両申立期間に係る標準報酬月額については、当該給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和54年8月及び同年9月は16万円、56年8月及び同年9月は18万円とすることが妥当であると認められる。

なお、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は納付したとしているが、その記憶が曖昧であり、両申立期間当時の詳細を知る給与事務担当者は療養中で供述を得ることができず、事業主の保険料を納付する義務の履行を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②について、申立人が提出したB株式会社における3通の給与支払明細書は、上部に「S47」及び「S48」と記されているが、当該文字は同明細書の各欄に記入された文字と書体が異なっており、これについて申立人の妻から、社会保険事務所において申立ての手続を行った際、同事務所の職員に「昭和47年の給与支払明細書」等の説明を行い、その場で同職員が記入したものであることが明らかにされた。

しかしながら、当該給与支払明細書の「S48」と記入された11月分と12月分では区民税額が異なり、「S48」と記入された11月分と「S47」と記入された12月分では区民税額が一致していることから、12月分と明示された2通の同明細書は、「S47」及び「S48」という文字を記入するときに誤った年が記入されたと判断することができる。

また、事業主が、厚生年金保険料は翌月の給与から控除したと供述しており、当該給与支払明細書の「S48」と記入された12月分では昭和47年11月の保険料相当額2,944円が、「S48」と記入された11月分では48年10月の保険料相当額3,136円が、「S47」と記入された12月分では48年11月の保険料相当額3,724円が控除されていることが確認でき、これらの控除額は、前述のねんきん定期便に記載された保険料の納付額と一致しており、申立人の、申立期間①及び②に係る標準報酬月額に相違があるという主張は認め難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、A株式会社における昭和50年3月から54年7月までの53か月のうち、50年3月、同年8月、51年8月、52年8月及び53年8月の給与支払明細書を提出し、事業主による厚生年金保険料の控除額と前述のねんきん定期便に記載された保険料の納付額が異なっていると申し立てている。

そして、当該給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額は、申立人の主張するとおり、当該ねんきん定期便の保険料の納付額より昭和50年3月は2円、同年8月は4円、51年8月は1円、52年8月は3円、53年8月は5円多いことが確認できる。

また、申立人は、53か月分の給与支払明細書における厚生年金保険料の控除額と同定期便の保険料の納付額との差違について記載したメモを提出しているが、当該メモから、昭和50年3月から同年7月までの5か月間は各月2円、同年8月から51年7月までの12か月間は各月4円、同年8月から52年7月までの12か月間は各月1円、同年8月から53年7月までの12か月間は各月3円、同年8月から54年7月までの12か月間は各月5円について納付額より多く控除されていたことがうかがえる。

しかしながら、前述した各月の差額の取扱いについて、事業主は不明としているが、複数の同僚が、毎年の年末調整のときに月々余分に控除された厚生年金保険料の端数額が還付されていたと供述していることから、事業主が控除した厚生年金保険料と社会保険事務所に納付した保険料との間に、実際には差違がなかったものと推認することができる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①、②及び③における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

5 申立期間⑥について、申立人は、A株式会社における昭和57年9月分の給与支払明細書を提出しているが、当該明細書において、「厚生年金料」と題した金額の控除が認められる。

そして、当該事業所における事業主による厚生年金保険料の給与からの控除については、事業主及び複数の同僚が、保険料の控除は当月の給与からであったとしている上、申立人が提出した給与支払明細書のうち、前述した昭和51年8月、52年8月、53年8月及び54年8月の同明細書は、社会保険庁の記録から、いずれも申立人の標準報酬月額が随時改定された月のもので、当該随時改定後の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できることから、当該事業所における保険料の控除は当月の給与から行われていたものと認められ、申立人の主張するとおり、申立人の57年9月の給与から当月分の厚生年金保険料に相当する額が控除されていることが認められる。

しかしながら、申立人がA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和57年9月21日に喪失したことは、申立人の給与支払明細書が兼用している出勤状況の記録表から、同月20日まで継続して勤務していたことが認められること、及び雇用保険の被保険者記録も同日付けの離職と記録されていることから確認でき、また、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同月21日と確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和57年9月21日であり、申立人の主張する57年9月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑥において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額のうち平成8年3月は44万円、同年4月から10年2月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月12日まで
社会保険事務所の記録により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成8年3月1日から10年3月12日までの期間に係る標準報酬月額がさかのぼって32万円から9万2,000円に訂正されていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成10年3月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間における標準報酬月額については、同日以降の同年4月17日付けで、8年3月は44万円から9万2,000円に、同年4月から10年2月までは32万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、株式会社Aの閉鎖登記簿謄本により、同社は平成10年*月*日付けでB地方裁判所において破産宣告を受けていることが確認できることから、当該破産宣告を受けた同日以後の同社における社会保険の事務手続を含む一切の権限は、破産管財人に属すると考えられる。

さらに、社会保険事務所の保管する同社に係る滞納処分票から、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理は、破産宣告を受けた同日以後の同月17日に行われていること、及び同滞納処分票の記録から、当該減額訂正処理の前日の同月16日に、破産管財人が同社に係る適用事業所全喪届及び諸変更届を社会保険事務所に提出していることが確認できることから、申立人が自らの当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

一方、同社の破産手続を担当した破産管財人は、当該減額訂正処理の届出を行ったか否かについて、関連資料を保管していないため不明としている。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録訂正を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり平成8年3月は44万円、同年4月から10年2月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年3月及び同年4月を28万円に、同年5月を26万円に、同年6月から17年4月までの期間を28万円に、同年5月を26万円に、同年6月及び同年7月を28万円に、同年8月を26万円に、同年9月を28万円に、同年10月を26万円に、同年11月から18年8月までの期間を28万円に、同年9月から19年3月までの期間を26万円に、同年4月から同年6月までの期間を30万円に、同年7月から同年10月までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年3月から19年10月まで

社会保険事務所で確認したところ、A株式会社に勤務した平成16年3月から19年10月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された給与支払明細書及び給与支給明細書により、平成16年3月から19年10月までの間、申立人の主張する金額の保険料が控除されており、当該控除額に見合う標準報酬月額が申立期間の全期間にわたって社会保険事務所が記録している標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書及び給与支給明細書において確認できる総支給額から、平成16年5月、17年5月、同年8月及び同年10月は26万円に、給与支払明細書及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、16年3月、同年4月、同年6月から17年4月までの期間、同年6月、同年7月、同年9月及び同年11月から18年8月までの期間は28万円、同年9月から19年3月までの期間は26万円、同年4月から同年6月までの期間は30万円、同年7月から同年10月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成16年3月から19年10月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、昭和56年9月を28万円に、58年4月から同年6月までの期間を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から63年10月まで

昭和49年ごろ、ドルショック等で勤務していた有限会社Aの経営が厳しい状況にあったことは記憶しているが、申立期間について、理由ははっきりしないが、保管している給料明細書と比べて、標準報酬月額が低くなっている月があることがわかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、給与明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録を上回る場合には、当該給与明細書等から算定できる低い方の標準報酬月額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる控除保険料額から、申立期間のうち、昭和56年9月を28万円に、58年4月から同年6月までの期間を41万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社

会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、複数期間一致していないこと（あっせんには至らないが、当該期間の前後の報酬月額又は控除された厚生年金保険料額も社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致していないことを含む）から、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 56 年 8 月までの期間、同年 10 月から 58 年 1 月までの期間、同年 7 月から 62 年 9 月までの期間、同年 11 月、63 年 1 月から同年 9 月までの期間については、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月及び 3 月、62 年 10 月及び 12 月については、給与明細書が無く、前後の状況から判断することもできないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月については、厚生年金保険の資格喪失日が同年 10 月 21 日であり、当月が厚生年金保険の被保険者期間ではないことが確認できる上、厚生年金保険料の給与控除が翌月となっていることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和38年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年12月1日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和38年9月21日に、B株式会社における資格取得日が同年12月1日となっている。実際には、昭和38年9月21日に親会社であるA株式会社からB株式会社に出向したものである。当時の給与明細書及び辞令を提出するので、当該申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた職歴証明書、申立人から提出を受けた給与明細書及び辞令により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和38年9月21日にA株式会社からB株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA有限会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日は、平成3年6月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月31日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録によると、A有限会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成3年5月31日となっている。退職日は同年5月31日であり、資格喪失日は誤りであると思う。保険料も給与から控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿から作成した給与明細シートにより、平成3年6月分給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、控除された厚生年金保険料は申立期間の標準報酬月額から算定した保険料と一致している。

また、株式会社Bから提出された平成3年6月5日付け（処理日は3年6月7日）C社会保険事務所の確認印のある「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認書(副)」の写しでは、当初、申立人の資格喪失日及び退職日が同年6月30日と記載されていたものが、資格喪失日のみが31(日)と訂正されていることが確認できる上、事業主は届出の誤りを認めている。

なお、雇用保険の被保険者総合照会記録によると、申立人のA有限会社の離職日は、平成3年5月31日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日が平成3年5月31

日となっている社会保険庁のオンライン記録は、「平成3年6月31日」が存在しない日付であること、受付が当初記載されている資格喪失日（3年6月30日）より前の3年6月5日であることから、事業主が当初の記載内容を誤ったが、それに気付いた社会保険事務所が実態に即した正しい資格喪失日に訂正したものの、オンライン記録に入力する際に誤ったものと考えられる。

したがって、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を、平成3年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA有限会社における平成3年4月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月30日から同年5月1日まで

A株式会社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和36年4月30日に同社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月1日に同社D工場で取得となっており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い事業所を異動したが厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A株式会社に昭和34年3月2日に入社し、平成9年9月27日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できるとともに、同社より提出された異動通知により、同社C工場から同社D工場への異動日は昭和36年5月1日であることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人のA株式会社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる控除保険料額及び申立人のA株式会社C工場における昭和36年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が同社C工場に係る資格喪失日を昭和36年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を36年4月30日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B所における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月22日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年4月までは30円、同年5月から同年7月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年9月1日まで

社会保険庁の記録によると、A株式会社B所に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社B所において作成された昭和20年6月16日付けの給与額変更通知書により、申立人が当該事業所に勤務していたこと、及び複数の同僚の供述により、申立人が当該事業所に19年4月1日から20年8月31日まで勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録には申立人のA株式会社B所の被保険者記録が無いものの、C社会保険事務局が保管する同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿（旧様式）において、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録があり、同月から厚生年金保険の被保険者となったことが確認できる。

一方、労働者年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）の定めにより、女子労働者は、19年6月1日から被保険者としての適用が開始されたものの、厚生年金保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月からとされており、年金給付の対象期間は同年10月からとされる取扱いと

なっている。

これにより、当該事業所の女子労働者の記録は、上記被保険者名簿では昭和 19 年 6 月 1 日に資格取得、社会保険庁のオンライン記録では同年 10 月 1 日に資格取得となっている。

さらに、A株式会社B所は、昭和 20 年 8 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、上記被保険者名簿には、申立人を含む大半の者の資格喪失日が記載されていないこと及び同僚の上記オンライン記録において、これが同年 8 月 22 日となっていることから、申立人の資格喪失日も同時期であるものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 8 月 22 日に喪失したと考えるのが妥当である。

なお、昭和 19 年 10 月から 20 年 7 月までの標準報酬月額は、上記被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、19 年 10 月から 20 年 4 月までは 30 円、同年 5 月から同年 7 月までは 60 円とする必要がある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所で確認したところ、社会保険庁が記録している平成 17 年 9 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額が給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低くなっていた。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額から、32 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成 17 年 9 月から 19 年 8 月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成13年11月から14年9月までは53万円、同年10月から15年10月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年11月17日まで

株式会社Aに勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の資格喪失の翌日である平成15年11月18日に遡^{そきゅう}及して大幅に減額訂正されているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた株式会社Aは、平成15年11月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、社会保険庁の被保険者記録照会回答票から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当該事業所が適用事業所ではなくなった後である同年11月18日に、13年11月から14年9月までが当初記録されていた53万円から10万4,000円に、同年10月から15年10月までが同じく56万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時の事実上の事業主は、社会保険料の未納があり、誰にも相談することなく自らの判断で遡^{そきゅう}及して訂正処理に関与したと供述している上、同僚からも社会保険関係及び経理事務の担当者は別の者であり、申立人は当該処理には関与していなかったはずであるとの供述が得られたことから、申立人は取締役であったものの、自らの標準報酬月額の減額処理に関与したとは考え難い。

さらに、申立人から提出のあった平成15年確定申告書の社会保険料控除額は訂正前の標準報酬月額におおむね見合った額であることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり平成13年11月から14年9月までは53万円、同年10月から15年10月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成11年1月から12年9月までの標準報酬月額を59万円に、同年10月から13年12月までの標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 14 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者期間のうち、平成 14 年 2 月に標準報酬月額が 11 年 1 月までさかのぼって引き下げられていることがわかった。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 1 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 13 年 12 月までは 62 万円と記録されていたが、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日（14 年 1 月 31 日）の処理日と同日である同年 2 月 6 日において、11 年 1 月から 13 年 9 月までは 11 万円に、同年 10 月から同年 12 月までは 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は当該事業所の取締役（平成 8 年 6 月 28 日就任、14 年 6 月 25 日退任）であったことが商業登記で確認できるものの、当時の申立人はBであり、社会保険の手続業務とは関係なかったとする事業主及び複数人の同僚の供述も得られたことから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

さらに、当該事業所を管轄していた社会保険事務所から提出された滞納

処分票によれば、当該事業所が社会保険料等を滞納していたことが確認できる上、滞納処分票において当該事業所の担当者としての申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人から提出された申立期間に係る一部の給与明細書及び事業主から提出された申立期間に係る源泉徴収票によれば、さかのぼって訂正される前の標準報酬月額に対応した厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険庁に届け出た訂正前の記録から、平成11年1月から12年9月までを59万円に、同年10月から13年12月までを62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成17年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

平成 11 年 3 月 1 日から 17 年 8 月 31 日まで株式会社Aに勤務したが、社会保険庁の記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 8 月 31 日になっていたため、被保険者期間に 1 か月の空白が生じていた。会社に確認したところ、資格喪失日を同年 9 月 1 日として届け出るべきところを、誤って同年 8 月 31 日と届け出たとのことだった。保険料が給与から控除されていたことを証明する給与台帳もあるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社Aが提出した給与台帳により、申立人が同社に平成17年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける給与台帳の保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aが保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が平成17年8月31日と記載されていること及び事業主が社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年1月から5年9月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年1月27日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成4年1月から5年12月までの期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額より低い等級にされていることが分かったので、給与額に見合った報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間のうち、平成4年1月から5年9月までの株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初申立人が主張する53万円と記録されていたところ、同年8月4日付けで、4年1月1日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認でき、同社では、5年8月4日付けで代表取締役及び申立人の二人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されている。

また、株式会社Aに係る滞納処分票は、社会保険事務所の保存期間が経過し廃棄されているため確認できないが、申立人が「当時、給与の遅配や未払は無かったが、会社の経営状況は厳しく、社会保険の事務手続をしていた担当者から社会保険料の滞納があると聞いた。」と供述しており、事業主も「当時の記憶は曖昧であり、申立人の供述が正しいと思う。」としていることから、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、同社の代表取締役に照会しても、申立期間当時、申立人に支給された給与が訂正後の標準報酬月額8万円に減額されたことをうかがわせる供述は無い。

一方、申立人は、株式会社Aの法人登記簿により、平成2年12月18日から3年9月30日まで同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時は既に取締役ではなく、事業主は「申立人は営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額^{そきゅう}の訂正に関与していなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年1月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}を遡^{さく}及^くして減額処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要であると認められる。

一方、申立人の申立期間のうち、平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額は、当該遡^{さく}及^く訂正を行った日以降の最初の定時決定^{そきゅう}（5年10月1日）で8万円と記録されているが、当該定時決定^{そきゅう}が遡^{さく}及^く訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額の記録訂正が行われた形跡も無い。

また、申立人が保管する平成6年度市民税・県民税納税通知書にある平成5年分の社会保険料控除額から推計しても、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の金額には見合わないため、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、賃金台帳や給与明細書等が無く、ほかにこれを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成5年10月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B部における資格取得日に係る記録を昭和56年6月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年6月23日から同年7月1日まで
社会保険庁の被保険者記録回答票によれば、A株式会社に勤務していた時期の加入期間に空白があるが、人事異動による転勤をただけであることから、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述及び事業主が保管している職員履歴から、申立人は昭和34年4月から61年6月までA株式会社に継続して勤務していることが確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、職員履歴に昭和56年6月に同社B部へ異動したと記載されていることから、同年6月中にB部への転勤があったことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B部における昭和56年7月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B支店における被保険者資格取得日の記録を昭和39年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月10日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社C支店の資格喪失日が昭和39年8月10日、同社B支店の資格取得日が同年9月1日となっており1か月の欠落期間がある。実際は、C支店からB支店への異動であり、一貫してA株式会社に勤務している。B支店の総務課長に任命された際の辞令を提出するので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員名簿、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者加入記録及び申立人が提出した辞令から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和39年8月10日にA株式会社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における申立期間前後の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C所の資格取得日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年6月1日から同年7月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社C所に勤務した期間のうち、転勤した月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

私は、昭和21年4月にA株式会社に就職してから48年まで事業所間の転勤はあったものの、継続して同社に勤務し給与を得ていた。この間、給与収入が続いていたので社会保険庁の記録で昭和32年6月だけが未納となっているのは考えられない。この期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社から提出された異動日の確認できる職員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社D所から継続してA株式会社C所に勤務していたことが認められ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の転勤前のA株式会社D所における昭和30年10月の定時決定及び転勤後のA株式会社C所における32年7月と記録されている資格取得時決定がいずれも同じであることから、当該額である1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は83万6,000円、17年6月24日は64万2,000円、同年12月15日は85万6,000円、18年3月25日は22万2,000円、同年6月23日及び同年12月6日は89万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年3月25日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれ

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成 16 年 12 月 24 日は 83 万 6,000 円、17 年 6 月 24 日は 64 万 2,000 円、同年 12 月 15 日は 85 万 6,000 円、18 年 3 月 25 日は 22 万 2,000 円、同年 6 月 23 日及び同年 12 月 6 日は 89 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は61万6,000円、17年6月24日は46万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年6月24日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は61万6,000円、17年6月24日は46万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は57万5,000円、17年6月24日は44万2,000円、同年12月15日は58万9,000円、18年3月25日は14万7,000円、同年6月23日及び同年12月6日は60万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年3月25日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれ

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成 16 年 12 月 24 日は 57 万 5,000 円、17 年 6 月 24 日は 44 万 2,000 円、同年 12 月 15 日は 58 万 9,000 円、18 年 3 月 25 日は 14 万 7,000 円、同年 6 月 23 日及び同年 12 月 6 日は 60 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は39万3,000円、17年6月24日は30万3,000円、同年12月15日は40万4,000円、18年3月25日は10万1,000円、同年6月23日及び同年12月6日は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年3月25日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれ

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成 16 年 12 月 24 日は 39 万 3,000 円、17 年 6 月 24 日は 30 万 3,000 円、同年 12 月 15 日は 40 万 4,000 円、18 年 3 月 25 日は 10 万 1,000 円、同年 6 月 23 日及び同年 12 月 6 日は 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は53万1,000円、17年6月24日は40万6,000円、同年12月15日は54万1,000円、18年3月25日は13万5,000円、同年6月23日及び同年12月6日は55万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年3月25日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれ

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成 16 年 12 月 24 日は 53 万 1,000 円、17 年 6 月 24 日は 40 万 6,000 円、同年 12 月 15 日は 54 万 1,000 円、18 年 3 月 25 日は 13 万 5,000 円、同年 6 月 23 日及び同年 12 月 6 日は 55 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は10万円、17年6月24日は28万7,000円、同年12月15日は38万3,000円、18年3月25日は9万5,000円、同年6月23日及び同年12月6日は39万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年3月25日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれ

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成 16 年 12 月 24 日は 10 万円、17 年 6 月 24 日は 28 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 38 万 3,000 円、18 年 3 月 25 日は 9 万 5,000 円、同年 6 月 23 日及び同年 12 月 6 日は 39 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成16年12月24日は11万2,000円、17年6月24日は31万8,000円、同年12月15日は42万4,000円、18年3月25日は10万6,000円、同年6月23日及び同年12月6日は43万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日
② 平成17年6月24日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年3月25日
⑤ 平成18年6月23日
⑥ 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれ

それぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成 16 年 12 月 24 日は 11 万 2,000 円、17 年 6 月 24 日は 31 万 8,000 円、同年 12 月 15 日は 42 万 4,000 円、18 年 3 月 25 日は 10 万 6,000 円、同年 6 月 23 日及び同年 12 月 6 日は 43 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成17年6月24日は4万3,000円、同年12月15日は38万3,000円、18年3月25日は9万5,000円、同年6月23日及び同年12月6日は39万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年6月24日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年3月25日
④ 平成18年6月23日
⑤ 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成 17 年 6 月 24 日は 4 万 3,000 円、同年 12 月 15 日は 38 万 3,000 円、18 年 3 月 25 日は 9 万 5,000 円、同年 6 月 23 日及び同年 12 月 6 日は 39 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成18年6月23日は11万2,000円、同年12月6日は37万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日
② 平成18年12月6日

勤務先のAにより上記申立期間に支給された賞与に相応する厚生年金保険料を控除されていたが、事業主が誤った賞与金額を届け出たため、社会保険庁に誤った標準賞与額が記録されている。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「支給控除一覧表」から、申立てに係る賞与において源泉控除された厚生年金保険料額及び実際に支給された賞与額が確認できる。

この度、申立人は申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人に実際に支給された賞与等の金額から1,000円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成18年6月23日は11万2,000円、同年12月6日は37万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は誤った賞与額で届出を行ったことを認めている上、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書において当該事実が確認できることから、事業主が誤った賞与額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 22 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時は、A区にあったB株式会社本社・工場で事務をしていた。その勤務期間の厚生年金保険を一時金で受け取ったことになっているが、受け取った記憶は全く無い。その当時から持っていた厚生年金保険被保険者証には脱退手当金を受給したことを示す印が無く、その裏面に書いてあった「注意事項」を読み、将来のためにと考えて今日まで大切に保管してきた。

昭和 45 年 3 月末に B 株式会社を出産のため退職した直後の同年 4 月に当時の C 町役場で国民年金に任意加入し、60 歳になるまですべて保険料を納めている。8 年間にわたる厚生年金保険を当時一時金で受け取るはずはなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人は申立期間直後の昭和 45 年 4 月 14 日に国民年金に任意加入し、脱退手当金が支給決定されたとされる同年 5 月 26 日においても国民年金保険料を納付し、60 歳になるまで保険料をすべて納付していることを踏まえると、脱退手当金を請求する意思があったものとは認め難いほか、申立期間の脱退手当金の支給額は、法定支給額と 595 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年9月20日まで

社会保険事務所からの連絡により、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間（平成4年11月から6年8月まで）の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年9月20日において、被保険者8人のうち3人に係る標準報酬月額が遡及して訂正処理されていることが確認できる。

このうち申立人については、平成4年11月1日の随時改訂（月額変更届）及び5年10月1日の定時決定（算定基礎届）の標準報酬月額を32万円から8万円に減額訂正していることが確認できるものの、社会保険事務所において、このような遡及により記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、株式会社Aの代表取締役の母親であり、同社の商業登記簿謄本から、昭和63年6月23日に監査役に就任し、同社が解散した平成8年6月1日まで監査役であったことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの複数の同僚によると、申立人を見かけたことはあるが常勤的な勤務の実態は無かったと供述しており、事業主及び申立人も社会保険関係の手続には関わりが無かったと供述していることから、申立人が減額訂正に関与していたことはうかがえない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録により、平成4年11月から6年8月までは32万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、昭和59年12月から60年6月までを16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年12月から7年9月までは32万円に、同年10月は34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年12月1日から61年10月まで

② 平成5年12月1日から7年11月11日まで

申立期間①については、勤務していたA株式会社の標準報酬月額が昭和59年12月から61年10月まで下がっているが、右肩上がりの成長企業で降給はありえない。もっと高額だったはずだ。

申立期間②については、B株式会社に勤務した期間のうち、平成5年12月から7年11月までの標準報酬月額がさかのぼって下げられているが、当時の報酬は、訂正前の標準報酬月額よりも、もっと高額だった。

両申立期間について正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A株式会社に勤務していた当時の給与はもっと高額であったと主張しているが、給与の支払額、厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書、源泉徴収票等はない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同じように昭和59年12月から61年10月まで標

標準報酬月額が下がっている同僚が申立人のほかに5人いることが確認できるが、これらの原票には、定時決定及び随時改定の記録に訂正、改ざんされた形跡は無い。

さらに、同僚5人のうちの二人から提供された給与明細書の写しによると、昭和60年7月以降は、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、保険料の控除は当月控除であることが確認できる。

しかしながら、昭和59年12月から60年6月までの7か月間は、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも多い保険料が控除されており、控除された厚生年金保険料は、59年11月におけるそれぞれの標準報酬月額よりも、1等級及び2等級低い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料であることが確認できる。

以上のことから、申立人も昭和59年12月から60年6月までの7か月間は、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも多い厚生年金保険料が控除されていたことが推認でき、控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額は、同僚二人と申立人との年齢及び申立人のA株式会社における59年11月における標準報酬月額により、2等級低い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の昭和59年12月から60年6月までの標準報酬月額を、59年11月の標準報酬月額より2等級低い16万円に訂正することが妥当である。

また、事業主は、申立期間に係る人事記録、賃金台帳等は保管していないものの、「標準報酬月額が少ないとの指摘に関しては、当時は賞与の保険料率が低いので、基本給を低く社会保険事務所に届け出て、差額を仮払い処理し、半年ごとの賞与時に仮払金を精算する会計処理をしていた。」と回答しており、昭和60年7月以降の同僚二人の給与明細書から同様の処理がされていることが確認できることから、事業主は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を届け出ていることが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与に基づいて標準報酬月額の届出を行ったかは不明としているが、前述のとおり、事業主が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を届け出ていることが認められることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っており、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知は行っていないことから、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の被保険者記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のB株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から7年9月までは32万円、同年10月は34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月11日より後の同年12月5日付けで、申立人と取締役の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人に係る5年12月から7年9月までは32万円、同年10月は34万円からそれぞれ9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B株式会社の商業登記簿謄本により、申立期間②当時の代表取締役は申立人であることが確認できるものの、申立人によると、自分は営業担当であり、社会保険などを含む経理及び総務の事務は、同社のグループ会社であるA株式会社で行っており、事業主印等も同社で保管していたと供述している。

このことに関して、A株式会社の事業主は、B株式会社の代表取締役の権限は、同社の営業活動の範囲内であり、社会保険などを含む経理及び総務の事務は自分が行っていたとしている上、遡及訂正処理の手続についても自分が行ったと供述している。

このことから、申立人は代表取締役であるものの社会保険事務については権限を有しておらず、標準報酬月額の遡及訂正^{そきゆう}に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理^{そきゆう}を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月から7年9月までは32万円、同年10月は34万円とすることが必要と認められる。

- 3 申立人は、申立期間②について、訂正前の標準報酬月額よりも高額^{そきゆう}の給与をもらっていたと主張しているが、申立人と同様に遡及訂正された取締役から提出された平成7年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除額を検証したところ、同取締役の訂正前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除があったものと推認できる上、取締役本人も当時の給与は訂正前の標準報酬月額相当額であったと供述している。

また、申立期間②について、訂正前の給与の支払額、厚生年金保

険料控除額を確認できる給与明細書、源泉徴収等はない。

さらに、B株式会社の社会保険などを含む経理及び総務の事務を行っていたA株式会社の事業主に照会するも、賃金台帳等は保存されておらず、このほか、訂正前の標準報酬月額よりも高額の給与をもらっていたという申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月1日まで

昭和50年4月1日から平成17年6月20日まで継続してA株式会社に勤務していたが、社会保険庁の記録に、同社C支店から同社本社に転勤する際に1か月の空白期間があるのは納得できない。証明するものとして、当時の給与支給明細書があるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたと認められる。

また、申立人が提出した給与支給明細書により申立期間である昭和51年4月については、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、辞令により、本社への異動日が、同年5月1日であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和51年3月の社会保険事務所の記録から、標準報酬月額を9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届が提出されていないにもか

かわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録通りの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①について、A株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、標準報酬月額を1万8,000円に、申立期間②については、B株式会社（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を40年12月1日に訂正し、標準報酬月額を4万5,000円に、申立期間③については、B株式会社における資格取得日に係る記録を43年10月30日に訂正し、標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①及び③は明らかでないと認められ、申立期間②については、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月25日から同年8月1日まで
② 昭和40年11月30日から同年12月1日まで
③ 昭和43年10月30日から同年11月1日まで

申立期間①は、A株式会社からB株式会社に異動する際の厚生年金被保険者期間の記録漏れである。申立期間②は、B株式会社からA株式会社に異動する際の記録漏れである。申立期間③は、A株式会社からB株式会社に異動する際の記録漏れである。A株式会社とB株式会社は、代表取締役も同じ人物で業務も同じ事務室でしていた関連会社であり継続して勤務していた。関連会社間の異動にもかかわらず厚生年金保険の記録が切れていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が関連会社であると主張するA株式会社とB株式会社は、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿で両社の代表取締役が同一人物であることが確認できるほか、両社に異動経験のある複数の同僚は、「代表取締役が同一人物で、業務も同じ事務室で行っていた。両社は関連会社である。」と供述し、また、A株式会社D長は「代表取締役が同一人物で、両社の株の大半を代表取締役が保有していた。」と供述していることから、両社は関連会社であることが推認できる。

なお、B株式会社の商業登記簿謄本は存在するが、A株式会社の商業登記簿謄本は保存期間経過のため登記簿での確認はできなかった。

2 申立期間①について、申立人は社会保険事務所の記録では、A株式会社において、昭和36年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年6月25日に資格を喪失後、同年8月1日にB株式会社において再び資格を取得しており、同年6月25日から同年8月1日までの期間の記録が無い。

しかし、同僚の一人は、申立人が昭和36年7月31日までA株式会社に勤務していたと供述しているほか、申立人の異動は関連会社間の異動であることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年5月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和44年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、事業主も既に亡くなっており、当時の人事記録等も無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②について、申立人は社会保険事務所の記録では、B株式会社において、昭和36年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、40年11月30日に資格を喪失後、同年12月1日にA株式会社において、再び資格を取得しており、同年11月30日から同年12月1日までの期

間の記録が無い。

しかし、同僚の一人は、申立人が昭和 40 年 11 月 30 日まで B 株式会社に勤務していたと供述しているほか、申立人の異動は、関連会社間の異動であることから判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 株式会社における昭和 40 年 10 月の社会保険事務所の記録から 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を 40 年 11 月 30 日として届出、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間③について、申立人は社会保険事務所の記録では、A 株式会社において、昭和 40 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、43 年 10 月 30 日に資格を喪失後、同年 11 月 1 日に B 株式会社において、再び資格を取得しており、同年 10 月 30 日から同年 11 月 1 日までの期間の記録が無い。

しかし、同僚の一人は、申立人が昭和 43 年 10 月 30 日に B 株式会社に勤務していたと供述しているほか、雇用保険の加入記録により申立期間③も同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人の申立期間③に係る異動は、関連会社間の異動であることから、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の B 株式会社における昭和 43 年 11 月の社会保険事務所の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、当時の人事記録等も無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これらを確

認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで

昭和39年5月1日にB株式会社から子会社で出向先のA株式会社へ転籍したが、申立期間の1か月が厚生年金保険被保険者期間から欠落している。転籍した同僚と同様に継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、異動日が確認できるA株式会社の社員カード及び元同僚の供述から、申立人がB株式会社から転籍先であるA株式会社へ継続して勤務していたことが確認でき、企業グループ内の人事異動であったことから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料は、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和39年5月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における同年6月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるB株式会社の資格喪失日が健康保険組合の記録における資格喪失日と同日となっており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ喪失日を記録したとは考え難いことから、A株式会社の事業主が昭和39年6月1日を資格取得日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 8 月までの期間、45 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 46 年 3 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 8 月まで
② 昭和 45 年 9 月から同年 12 月まで
③ 昭和 46 年 3 月から同年 7 月まで

私は大学卒業後の昭和 43 年 4 月から A 市にあった家業の B 株式会社の専従者として申立期間は働いており、両親及び兄は国民年金に加入し、保険料も納付済みとなっているのに自分のみ加入記録、納付記録がない。未加入及び未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をその母か父が行っていたはずとしているが、A 市の国民年金被保険者索引票には、申立人の両親及び兄の記載はあるものの申立人の記載が無い上、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身が加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年2月までの期間及び45年10月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年2月まで
② 昭和45年10月から50年6月まで

会社を辞めた後、昭和44年*月に20歳になったので、母がA区役所で国民年金への加入手続をした。初めのうちは母と一緒に区の出張所に手帳を持って支払いに行っていたが、その後自分だけで行くようになり、納付書でも駅近くの金融機関で支払っていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を初めのころは区の出張所で、途中から金融機関にて納付していたとしているが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い上、納付書に切り替わった時期、当時の納付金額、申立期間①と②の間の厚生年金保険被保険者期間におけるその前後の国民年金との切替手続などについての記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳になる昭和44年*月にその母親が国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月23日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この払出時点からすると、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の口頭意見陳述においても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から54年3月まで

私は、自営業を始めるため会社を退職した後の昭和44年10月ころ、国民年金の加入手続を行った。妻が60歳で年金の手続をしたところ、10年間の空白期間があり支給できないと言われたので、私の国民年金保険料の納付記録を調べた結果、10年間の未納期間があった。保険料は、隣組の組長が集めた保険料を公民館で集金に来た市の職員に納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた後の昭和44年10月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の台帳では、B市に転居した後の54年4月10日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、当時、C社会保険事務所がA市とB市の所管となっていることから、他の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、54年4月10日時点では、申立期間のうち52年1月から54年3月までの期間の保険料は過年度納付、44年10月から51年12月までの期間の保険料は時効により納付できない期間であるが、申立人は、過年度納付及び特例納付により保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、隣組の組長が国民年金保険料を集金したとしているが、申立期間が申立人の国民年金手帳記号番号の払出前であり、B市では、市税等の徴収を納税組合が公民館等において徴収していたと聞いたことがあるとしているものの、支払は、原則現年度のみで、過年度については、納付書の交付を行うが、担当の窓口では保険料を直接受理せず、金融機関での納付であったとしている上、申立人は、隣組の班は4、5軒で組織され

ており、自らも交替で当番を行っていたとしてもかかわらず、保険料の集金方法や印紙の検認方法等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から54年3月まで

私は、夫が自営業を始めるため会社を退職した後の昭和44年10月ころ国民年金の加入手続を行った。私が60歳の時、年金の手続をしたところ、10年間の空白期間があり支給できないと言われた。国民年金保険料は、隣組の組長が集めた保険料を公民館で集金に来ていた市の職員に納付していた。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を辞めた後の昭和44年10月ころにA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁の台帳では、B市に転居した後の54年4月10日に国民年金手帳記号番号が払い出されており、当時、C社会保険事務所がA市とB市の所管となっていることから、他の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情が見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された54年4月10日時点では、申立期間のうち52年1月から54年3月までの期間の保険料は過年度納付、44年10月から51年12月までの期間の保険料は時効により納付できない期間であるが、申立人は過年度納付及び特例納付により保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、隣組の組長が国民年金保険料を集金したとしているが、申立期間が国民年金手帳記号番号の払出前であり、B市では、市税等の徴収を納税組合が公民館等において徴収していたと聞いたことがあるとしているものの、支払は原則現年度のみで、過年度納付については、納付書の交付を行うが、国民年金の担当の窓口では保険料を直接受理せず、金融機関での納付であったとしている上、申立人は、隣組の班は4、5軒で組織

されており、自らも交替で当番を行っていたとしているにもかかわらず、保険料の集金方法や印紙の検認方法等の記憶が曖昧である。

さらに、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から平成元年 6 月まで

私は、40 歳になった時に年金の相談で A 市役所に行き説明を受けたところ、5 年さかのぼって保険料を納付すれば 60 歳までに 25 年支払うことになるので、年金の受給権が発生すると言われたことから、5 年間の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、40 歳になる平成 2 年ころ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の払出状況から、申立人の手帳記号番号は、3 年 7 月ころに払い出されていると考えられること、その後の 3 年 8 月 26 日に元年 7 月から 2 年 6 月までの国民年金保険料を過年度納付し、2 年 7 月から 3 年 3 月までの保険料も 4 年 3 月 2 日に過年度納付していることから、申立人の加入手続は、3 年 7 月ころに行ったと推認でき、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、A 市役所の窓口でさかのぼって 5 年間の国民年金保険料を納付すれば年金の受給権が発生すると説明を受け、5 年間分の保険料を納付したと主張しているが、A 市では、申立人が加入手続をした当時は特例納付できる時期ではなく、さかのぼって 5 年間の保険料を納付すれば年金の受給権が生じると言った説明はしていないとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から45年2月まで

私の将来のためにと父が国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれていた。実家はA商を営み、家族や、従業員の保険料を父母が一括して納付していた。結婚する時に父から「これからは自分で払いなさい。将来大切なものだ。」と言われたことを記憶している。姉も年金に加入しており、私の保険料と共に納付したはずでB銀行の方が集金に来ていた記憶がある。父は他界し、加入当時の状況も、保険料の納付を証する書類もないが、両親が保険料を納付してくれていたもので未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をその父が行ったとしているが、その父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は既に他界していることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、市役所出張所で保険料を納付し、その姉も一緒に保険料を納付したとしているが、申立期間の国民年金保険料を納付したとする市役所出張所は申立期間後の昭和46年に開設されており、一緒に保険料を納付したとする姉も申立期間より前の39年3月に結婚し既に申立人とは同居していないなど、申立人の申立内容に齟齬がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月に払い出されており、その時点からすると申立期間の全部が時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで

昭和48年に夫が会社を始めてから3、4年経過した51年か52年ころ市役所から国民年金加入の案内が送られて来たので、私がA市役所で加入手続をした。そのときに47年8月までさかのぼって保険料を納付できると聞き、その手続をお願いしたところ、さかのぼった保険料30万円弱の納付書(1枚)が送られてきたので、市役所の隣にあったB銀行で振り込んだと思う。その後は、市役所から毎年送られてきた納付書により3か月ごとに銀行で納付した。

平成19年6月ころに、昭和56年度が未納であることが分かったので、調査を依頼したところ、いったんは未納と連絡があった後に納付済みであったとの訂正の連絡があったほか、夫は私と同様国民年金に未加入であったのに、私にだけ加入の案内が来るなど行政の市民への対応に不手際があると思うので、保険料の記録管理が正しく処理されているか疑問である。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年か52年ころに国民年金に加入し、47年8月までさかのぼって保険料を納付したとしているが、申立人が加入手続をしたとする時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、かつ、特例納付も実施されていないことから、47年8月までさかのぼって納付することはできない上、申立人は、当初55年ころ加入し、さかのぼって7年間の保険料10万円弱を納付したと主張していたのを、51年か52年ころ30万円ほどを納付したと、加入時期、納付した保険料額についての申立内容を変遷させている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年5月ころに払い出されており、この時点からすると申立期間の全部は時効によって納付でき

ない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A市の被保険者名簿により、申立人に昭和 55 年4月から 57 年3月までの期間に係る過年度保険料の納付書が、国民年金に加入後の 57 年5月 17 日に送付され、同期間の保険料9万 9,240 円が同年6月 24 日に納付されていることが確認できるが、これは、55 年に加入手続をし、送られてきた納付書で7年間さかのぼった保険料 10 万円弱を納付したとする申立人の当初の申述と符合していることから、申立人がこのことと混同している可能性は否定できない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの期間、63年2月から同年6月までの期間、平成2年2月から3年8月までの期間及び7年4月から8年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年9月から44年3月まで
② 昭和63年2月から同年6月まで
③ 平成2年2月から3年8月まで
④ 平成7年4月から8年8月まで

私が20歳になったころに父が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も納付してくれていた。父は昭和53年に他界しており納付の詳細は分からないが、手続後に手帳が送付されてきたことを記憶している。父が他界して以降は実家に同居していた妹（三女）に保険料を渡し納付してもらっていた。平成3年から私は実家を出、その後は妹とは直接連絡を取っていないが、保険料は送金していた。4年ころは病気を患って保険料を納められなかったため、妹が全額免除の申請手続を行ってくれた。

A市に在住時は建設業の父を手伝い大工として、平成8年ころからはBとして働き、安定した収入ではなかったが、将来のことを考え、保険料の納付は納付時期に遅れたとしても未納とならないようにできるだけの努力をしてきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月ころに払い出されており、払出時点からすると昭和43年度の保険料は現年度納付が可能であるが、A市の被保険者名簿により申立人の年金手帳の検認台紙が43年度を現年度納付できない44年7月に切り離されていることが確認できることから、43年度の保険料は現年度納付されなかったと推認できる。

また、申立期間①は手帳記号番号払出時点からすると過年度納付が可能な期間であるが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、その妹が国民年金保険料を納付してくれたと申し立てているが、その妹は平成元年以降申立人の保険料を納付していないと申述している上、申立期間②の直前の昭和62年10月から63年1月までの保険料は平成2年1月に過年度納付されていることが確認できることから、妹が納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は当該期間の国民年金保険料納付について全く覚えていないとしており、納付状況は不明である。

3 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から61年3月まで

昭和55年6月に離婚届を夫の本籍地であるA町役場に出し、その日のうちに私の実家があるB市で転入届や国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をした。

保険料は納付書によりC銀行D支店かB市役所で支払った。1回でも支払わないと将来年金がもらえないと両親から言われていたので、空気が無いよう納めてきたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月ころ、B市役所で国民年金の加入手続をし、その後国民年金保険料をC銀行D支店やB市役所で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は61年4月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間の一部は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人は、申立期間を現年度納付し、さかのぼって納付したことはないとしており、かつ、交付された国民年金手帳は1冊のみであるとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から51年3月まで

昭和48年12月に結婚し、婚姻届を出したときに夫婦の国民健康保険の加入手続を私が行った。そのときに、窓口職員から国民年金について言われたので加入手続をした。保険料は、役場から届いた納付書に現金を添えて、役場の窓口で納付していた。金額は1人1か月300円か900円であった記憶がある。それなのに、申立期間が未納であるとされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和51年5月17日に払い出されていることが、手帳記号番号払出簿から確認でき、手帳記号番号の払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、手帳記号番号の払出時点からすると、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの分は過年度納付が可能であるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶がないとしている。

さらに、申立人は国民健康保険と同時に国民年金の加入手続も行い、保険料は納付書で納めたと主張しているが、A市の国民健康保険の記録により、夫婦の国民健康保険の資格取得日は昭和50年4月1日であることが確認できる上、同市における納付書方式への変更も50年ころであり、申立人の申述と符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から45年12月までの期間及び46年9月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から45年12月まで
② 昭和46年9月から47年3月まで

申立期間①はA区で、申立期間②はB市で国民年金保険料を納付していたと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A区で国民年金加入手続を行ったと思うとしているところ、C社会保険事務所では、申立期間①及びその前後約1年間について、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人の氏名は無いとしている。

また、申立人の申立期間①に係る納付方法や納付場所等についての記憶は明確ではなく、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、さかのぼってまとめて保険料を納付したことはないと説明しているところ、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期及び国民年金手帳に記載の発行日から、申立期間②の後の昭和48年9月ごろに記号番号が払い出されたと推認され、申立期間②は過年度納付でさかのぼって納付する期間になると考えられる。

加えて、申立期間②について、申立人は、申立人及びその妻が、納付書により銀行で国民年金保険料を納付したと思うとしているところ、B

市では、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付できるようになったのは、申立期間②より後の昭和 48 年 10 月からであるとしている。

なお、B 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付記録は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から48年3月まで
申立期間について、最初はA区で国民年金保険料を納め、B市に転居後は、B市において国民年金保険料を納付していたと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していたとき、その夫がA区で国民年金加入手続を行ったと思うとしているところ、C社会保険事務所では、申立期間及びその前後約1年間について、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人の氏名は無いとしている。

また、申立人のA区における納付方法や納付場所等についての記憶は明確ではなく、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間のうち、B市に居住していたとする期間（昭和45年11月から）について、申立人は、何年もさかのぼって保険料を納付したことはなかったと思うと説明しているところ、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期及び国民年金手帳に記載の発行日から、申立人がB市に居住したとする時期から2年以上後の48年9月ごろに記号番号が払い出されたと推認され、上記のB市に居住していたとする期間は、時効により納付できない期間及び過年度納付でさかのぼって納付する期間になると考えられる。

加えて、B市に居住していたとする期間について、申立人は、同市で

発行された納付書により銀行で国民年金保険料を納付したとしているところ、同市では、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付できるようになったのは、申立期間より後の昭和 48 年 10 月からであるとしている。

なお、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から平成元年 12 月まで

申立期間のころの国民年金については、父親が A 市役所で加入手続や保険料の納付をしてくれたはずである。当時、父親は A 市役所に勤めており、几帳面で心根が優しく、私の将来をととても心配していたので、私の国民年金保険料の納付を忘れることは考えられず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 1 月ころに払い出されており、払出日からすると、申立期間のうち、元年 11 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人と同居していた申立人の二人の姉の国民年金については、申立期間のころの納付状況が未納となっている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月から54年3月まで

申立期間のころはA大学の聴講生であり、定職はなく、夜間スーパーでアルバイトをして生計を立てていた。当時は幼児二人をかかえ、妻が第三子を妊娠中であったので国民健康保険に加入しており、この時に妻が国民年金の加入手続をしたはずなので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の手続をしたはずであると主張しているが、申立人の妻に確認したところ、国民年金の加入手続や保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻の国民年金の納付記録は、未加入となっている。

さらに、B市役所の被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳には、申立人が昭和51年9月21日に国民年金被保険者資格を喪失した記録がある。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年12月までの期間及び44年10月から46年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年12月まで
② 昭和44年10月から46年1月まで

私が会社を退職したとき、一緒に住んでいた母親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料についても、母親が払ってくれたようだ。2、3か月くらいならともかく、長い期間払っていないというのはありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、母親は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、A市の国民年金被保険者名簿では国民年金の未加入期間となっており、申立人が所持する国民年金手帳でも国民年金の被保険者資格期間である旨の記載は無いことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から44年12月まで

昭和37年ころA区の出張所で国民年金加入手続と国民健康保険加入手続をし、3か月分の保険料を納付した。その後は区から集金人に半年分ずつまとめて納付していた。B市に転居する際にはC市職員に転入先で国民年金加入手続を行うように言われたが、B市では加入手続をしなかった。しかし、B市に転居する前は、現在は失くしてしまったが、A区で交付された濃い赤色の国民年金手帳で納付していた記憶がある。B市に転居したころまでは保険料を納付していたはずなので申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月ころにA区で国民年金に加入して以降、B市に転居したころまでは保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間当時の保険料の収納は印紙検認方式によっており、90か月という申立期間を印紙検認方式で納付するには延べ2冊の年金手帳が必要になることから、申立人が所持した年金手帳はA区で交付された濃い赤い手帳の1冊のみであるとしているのは不自然である。

また、申立人にはA区に在住していた昭和37年11月ころに払い出された国民年金手帳記号番号(*)とD市に在住していた53年10月に払い出された手帳記号番号(*)の二つの手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるが、前者の手帳記号番号については37年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、当該記号番号が記載されている年金手帳記号番号払出簿には「38(不)」の記録が

ある上、昭和 38 年度以降は、当該記号番号での保険料納付の形跡も見当たらず、後者の手帳記号番号についても、53 年 8 月に任意加入被保険者の手続を行った際に付番されたものであることから当該手帳記号番号では、同手続時点以前の期間については納付ができない。

さらに、申立人に上記二つ以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、ほかに申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月から44年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻である私が自分の保険料と一緒に納付していた。同期間について、私が納付済みとなっているのに夫が未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の国民年金保険料は自分の保険料と一緒に納付していた主張としているが、申立期間直後の夫婦の納付行動をみると、妻の国民年金保険料徴収カード及び夫婦の特殊台帳により、その妻は昭和45年6月29日に、さかのぼって43年6月から45年6月までを納付している一方、申立人は48年3月に、45年1月から46年3月までを時効限度いっぱいにも過年度納付していることが確認でき、申立期間について夫婦と一緒に納付したとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から平成18年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から平成18年1月まで

A市在住時に妻が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたことを記憶している。平成9年5月から12年7月まではBに入所しており、その間の保険料については免除になっているとC市役所から聞いている。出所後は自分で納めた記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市在住時にその妻が申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた記憶があり、平成9年5月から12年7月までのB入所期間についてもC市役所から保険料は免除になっていると聞いたとし、出所後は自分で保険料を納付したと申し立てているが、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は離婚するまでの期間が未加入となっている上、申立人の入所中の免除記録の確認もできない。

また、申立人は納付したとする国民年金の保険料額、納付時期、納付場所等の具体的な記憶が無く、納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から4年5月まで

私が大学生であったころ、A市役所から、平成3年4月から大学生にも国民年金の加入が義務づけられるとの通知があった。平成4年6月ころ、母が市役所で2年間さかのぼった保険料とその年度の保険料を合わせて合計約30万円納付した。申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月ころ、その母が市役所で2年間さかのぼった国民年金保険料と平成4年度の保険料を合わせて合計約30万円納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年6月ころ払い出されており、払出時点からすると申立期間は、時効により保険料を納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、平成8年度分について一括前納が行われていることから、このことと混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 50 年 3 月まで

申立期間については、A 区から B 区に転居した昭和 46 年ころ、B 区役所 C 出張所で職員に勧められて国民年金に加入し、2 年前にさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。一緒に納付した夫は納付済みとなっており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区から B 区に転居した昭和 46 年ころ、B 区役所 C 出張所で国民年金に加入し、その夫と一緒に 2 年前にさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、D 市に転居後の 50 年 11 月ころであり、その時点では、申立期間の過半は時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が発行された形跡もみられない。

また、申立人は、さかのぼって納付した金額について、明確な記憶はないものの 1 万円から 1 万 2,000 円くらいではなかったかとしているが、国民年金に加入した昭和 50 年 11 月以降の 51 年 1 月 14 日に昭和 50 年度の保険料 1 万 4,100 円を一括納付しており、加えて、申立人の夫は 45 年 7 月ごろに国民年金に加入し、46 年 5 月 31 日に 44 年 4 月までさかのぼって 2 年分の保険料 7,800 円を一括納付していることから、これらの納付を申立期間の保険料の納付と混同している可能性がある上、申立人が申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと

認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料については、父が私の分の国民年金への加入及び保険料の納付をしているはずであり、父の預金通帳から口座振替により支払った記録があるため、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父が国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は申立期間後の昭和 60 年 8 月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、その父がさかのぼって納付したとする具体的な申述が申立人から得られない上、その父は既に他界しており証言が得られないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の父の預金通帳によれば、申立期間の一部を含む昭和 57 年 12 月から 60 年 5 月までの保険料が口座振替された記録が確認でき、当該口座振替額は、一人分の定額保険料に付加保険料を加えた金額となっているが、申立人は付加年金には加入しておらず、その母は付加年金に加入していたため、当該口座振替は母の保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

申立期間は、A国のBに日本語教師として滞在しており、平成3年3月末に帰国してからC市役所で国民年金に再加入のを行った。その際に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A国のBに日本語教師として滞在しており、平成3年3月末に帰国した後、同年4月16日にC市役所で国民年金に再加入のを行ったして申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずであると主張しているが、日本国籍を有し海外に滞在していた期間は任意加入期間となり、社会保険庁の記録及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は申立期間当初の2年4月26日に国民年金の被保険者資格を喪失し、帰国後の3年4月16日に国民年金に再加入しており、その時点で、申立期間の保険料をさかのぼって納付することは制度上できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から46年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、母親が納付していたと思うので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が申立人の国民年金加入手続を行い保険料を納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人の国民年金加入手続をし保険料を納付したとしている母親も既に他界していて証言が得られず、申立人もそれらに関与していないことから、申立人の国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、平成3年5月に結婚後、当時居住していたA県B市で夫婦そろって国民年金に加入し、しばらくして申請免除の手続をしており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成3年5月に結婚した後、当時居住していたB市で国民年金に夫婦そろって加入し、しばらくして申請免除の手続をしたので、免除されているはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は4年5月ころであるため、免除申請が4年5月以降に行われたと考えられ、当時、保険料の申請免除が認められるのは、制度上、免除申請した月の前月からとなっていたことから、保険料の免除申請が認められたのは申立期間後で申請免除記録がある4年4月以降と考えられる。

また、平成4年4月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられず、申立期間の保険料の免除を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から4年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、平成3年5月に結婚後、当時居住していたA県B市で夫婦そろって国民年金に加入し、しばらくして夫が申請免除の手続きをしており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成3年5月に結婚した後、当時居住していたB市で国民年金に夫婦そろって加入し、しばらくして、その夫が申請免除の手続きをしたので、免除されているはずだとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は4年5月ころであるため、免除申請が4年5月以降に行われたと考えられ、当時、保険料の申請免除が認められるのは、制度上、免除申請した月の前月からとなっていたことから、保険料の免除申請が認められたのは申立期間後で申請免除記録がある4年4月以降と考えられる。

また、平成4年4月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられず、申立期間の保険料の免除を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 21 日から同年 3 月 5 日まで
昭和 49 年 2 月 21 日から同年 3 月 26 日まで株式会社Aに勤務していたが、社会保険庁の記録では申立期間の厚生年金保険の被保険者加入記録が漏れていた。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 2 月 21 日から同年 3 月 5 日まで株式会社Aに勤務していたと主張しているが、申立人の申立期間について同僚に勤務実態を確認したところ、「一緒に勤務していた。職種は事務職であり、期間については不明である。」との供述を得たが、申立人の申立期間に係る具体的な勤務状況、入社日等は確認できなかった。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い。一方、株式会社Aは平成 5 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の従業員に係る賃金台帳等の資料は無く、申立期間当時の事業主は既に死亡していたため、当時の唯一の役員に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認したが、「記憶が無い。」との回答であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶は無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで
昭和 54 年 6 月から 55 年 5 月末まで有限会社Aに勤務していたが、社会保険庁の記録では、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。仕事の内容は、Bであり、当時の事業所の所在地や事業主名も覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の供述から、申立人が申立期間について有限会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、同社が、厚生年金保険の適用事業所であったことの実を確認することができず、元事業主も「有限会社Aは、厚生年金保険には加入しておらず、従業員には国民年金に加入するよう指導した。従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述しており、事実、社会保険庁の記録では、申立人及び元事業主は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立ての事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は同社での雇用保険の加入記録も無いが、元事業主は「有限会社Aは雇用保険にも加入していなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 30 日から同年 12 月まで
A 株式会社に昭和 41 年 4 月から 45 年 12 月まで勤務した。しかし、同社での厚生年金保険の被保険者記録は同年 4 月 30 日で終わっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA株式会社の当時の代表取締役社長の供述から、退職日の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社で現場監督として働いていたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、同社は昭和 45 年 5 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、かつ、当時、同社で経理及び社会保険関係事務を担当していた経理部長も「昭和 45 年 6 月にA株式会社の営業部門を分離して 46 年 2 月に株式会社Bを設立したが、45 年 6 月から 46 年 2 月までの間は従業員には自費で国民健康保険に加入するようお願いしたと思う。株式会社Bは 46 年 2 月に健康保険及び厚生年金保険に加入した。申立人のA株式会社での厚生年金保険の資格喪失日が同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 45 年 5 月 31 日より 1 か月前の同年 4 月 30 日になっていることについては分からない。」と供述している。

また、A株式会社に勤務していた元同僚 9 人に照会したところ、回答を寄せた 4 人のうち一人は、「A株式会社は昭和 45 年の 4 月か 5 月ころ事実上倒産した。同年 12 月まで勤務したというのはいり得ないと思う。」と回答している。なお、照会した 9 人の同僚のうち、申立人と同様に昭和 45

年4月30日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している一人からは回答は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月ごろから同年 12 月 1 日まで
昭和 34 年 7 月ごろから 35 年 3 月まで、A 院に勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 院では、同院が保管する厚生年金保険加入者の台帳の中に申立人の氏名はあるが、申立人の加入期間は昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 3 月 25 日までである旨記載されているとしており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A 院では、当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料や、当時の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（賃金台帳等）は保管していないとしている上、申立人と同時期に在職していた複数の者に照会したが、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人が一緒に就職したとする申立人の弟の A 院における被保険者資格の取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

なお、申立人が申立事業所の後に勤務したとする B 院についても社会保険事務所に照会したところ、同院は適用事業所となった記録が無い旨の回答があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年5月1日まで
申立期間は、有限会社Aの社長として勤務し厚生年金保険に加入していたが、当該期間の加入記録が欠けているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の家族の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所である有限会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間以降の昭和34年11月1日である上、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿に申立事業所が申立期間に適用事業所であった記録は無い。

また、申立人は、申立期間当時の社会保険関係書類は何も残っていないとしており、当時の同僚も死亡又は連絡先不明であることから、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月から 17 年 9 月まで
株式会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、給与明細書に記載された総支給額とかなりの隔たりがあるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の申立期間に係る給与明細書上の報酬月額又は控除された厚生年金保険料額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額を上回っていないことから、社会保険庁の当該記録を訂正する必要性は認められない。

なお、株式会社 B 及び申立期間当時の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保管していないとしており、申立期間の標準報酬月額に関して確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月から 31 年 10 月まで
申立期間は、A株式会社に勤務していた。昭和 30 年 10 月の社員旅行の写真もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の社員旅行の写真、同僚の供述等により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

なお、同僚の一人は、入社したとする日と資格取得日とが異なっており、他の同僚は、中学を卒業して入社した者の厚生年金保険加入は、入社後 2 月から 3 月後であったと思うとしている。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 39 年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について昭和 40 年 3 月 25 日に 1 万 5,859 円の脱退手当金を受け取ったとなっているが、受け取っていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する有限会社Aの厚生年金被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人が資格喪失した昭和 39 年 12 月と同月に資格喪失している者の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人と同一日に支給決定されている者が 2 名いるほか、当該支給決定日の前 1 年間にも複数の同僚が同一日に支給決定されていることを踏まえると、当該事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、60 歳以降、国民年金に任意加入し保険料を納付することにより、国民年金及び厚生年金保険の通算老齢年金の受給権を得ているところ、申立期間後に加入した厚生年金保険加入期間を含め、受給要件である 19 年の加入期間を満たすよう昭和 43 年 5 月から 60 歳まで国民年金に加入し保険料の納付を開始した状況がうかがえ、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を示す表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月 9 日から 51 年 5 月まで
② 昭和 51 年 6 月 26 日から 52 年 5 月 1 日まで

申立期間①はA株式会社に昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 5 月まで勤務していたが、社会保険庁の記録では申立期間の記録が無い。

申立期間②は株式会社Bに昭和 51 年 6 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では申立期間の記録が無い。

調査して厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA株式会社の勤務実態について、連絡の取れた当時の同僚5人のいずれもが申立期間に勤務していなかった又は不明としており、厚生年金保険に加入していたかも不明であると供述している。

また、A株式会社は平成 14 年 12 月 3 日に閉鎖している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び納付について確認ができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険番号は連番となっており、追加及び欠番は無い。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人はA株式会社で昭和 50 年 7 月 1 日に資格取得し、50 年 8 月 9 日に資格喪失して離職票交付済みである上、申立期間①の期間中に別会社（会社名不詳、以下、C会社という）で、50 年 10 月 1 日に資格取得、51 年 5 月 6 日に資格喪失し、離

職票を交付されていることが確認できる。

なお、申立人に係るC会社の厚生年金保険の加入記録を調査したが存在しない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、株式会社Bの当時の同僚の供述により、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、株式会社Bの事業主の供述によると、「当時は会社経営が苦しく給与支払が精一杯で、現場従業員は会社倒産まで社会保険に加入させていたが、臨時雇用の申立人及び女子事務員は、短期の社会保険加入で喪失させたと思う」としている。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険番号は連番となっており、追加及び欠番は無い上、申立人の資格喪失日は昭和51年6月26日で処理日は51年7月8日となっており、上記事業主の供述と一致する。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、両申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで
高校卒業後直ぐに A 株式会社（現在は、B 株式会社）に就職し、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで勤務したが、この間の厚生年金保険の記録が無い。調査して厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の当時の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できるが、連絡の取れた同僚のいずれもが申立人が厚生年金保険に加入していたかは不明であると供述している。

また、B 株式会社によると、当時の労働者名簿等の資料はすべて残っておらず、申立人の勤務実態、資格の得喪、厚生年金保険料の控除及び納付については不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立期間に係る健康保険番号は連番となっており、追加及び欠番は無く、申立人の記録は存在しない上、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚二人及び同僚が名前を挙げた先輩一人の記録も被保険者名簿には無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(株式会社A)
② 平成 14 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 21 日まで
(株式会社B)

社会保険庁の記録によれば、申立期間①及び②に係る事業所における標準報酬月額が基準内賃金のみで算定されている。

もらっていた給料と違うので、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険庁のオンライン記録によれば標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

申立期間①については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、取締役等に照会したが申立てに係る供述等を得ることができなかった。

申立期間②については、平成 14 年 10 月分から 16 年 2 月分までについては、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から提出のあった 16 年 3 月分から 19 年 8 月分までの給与明細書における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保

険庁のオンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致していることから、事業主は当該期間について申立人の給与から社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管していた平成 15 年から 18 年までの申立人に係る算定基礎届の控えの写しにおける標準報酬月額は、当該期間の社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、同僚から「合併してから給料体系が変更になり、平成 14 年 10 月 1 日から全社員の標準報酬月額は基準内賃金の支給額で決定していた。」との供述がある。

なお、申立期間①及び②に係る事業主は同一であるが、既に亡くなっており、その家族からも申立てに係る資料等を入手できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から同年11月30日まで
② 平成4年11月30日から5年3月ごろまで

株式会社Aに勤務していた平成4年3月から同年10月までの標準報酬月額が同年12月17日にさかのぼって53万円から11万円に訂正されているのはおかしい。

また、平成5年3月ごろまでは働いていたにもかかわらず、4年10月までしか厚生年金保険の被保険者記録がないのはおかしい。源泉徴収簿を添付するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成4年11月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年12月17日に、同年3月から同年10月までの標準報酬月額が53万円から11万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚に照会したところ、申立期間前後は会社の経営が苦しく給与の遅配や一部未払いなどがあったとの供述がある上、申立人の妻から聴取したところ、申立期間の一部期間で保険料の未納があったと認めていること、提出された総勘定元帳からも同様に保険料を

控除されたことが確認できなかったことを考えると、申立人が当該減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の代表取締役である申立人は会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の変額処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 一方、申立期間②については、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は平成4年11月30日であり、同日に被保険者資格を喪失している手続を、同年12月17日に申立期間①に係る標準報酬月額の訂正処理を行った上で行われていることから、申立人の資格喪失処理と、株式会社Aの厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を同時に行ったと考えるのが自然である。

しかし、提出された総勘定元帳からは、申立期間②に該当する保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は無い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から12年2月4日まで
平成11年1月からの標準報酬月額が12年2月に、さかのぼって28万円から9万2,000円に引き下げられているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が事業主を務めていた有限会社Aは、平成12年2月4日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同月14日に、11年1月から12年1月までの記録がさかのぼって訂正され、申立人に係る標準報酬月額が28万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は社会保険料の滞納はなかったとしているが、申立期間当時同社の資金繰りが悪化し、経営が苦しかったと認めているうえ、給料の遅配があったとの供述もあった。

さらに、申立人は減額訂正について破産管財人が行ったのではないかと考えられるとしているが、破産管財人である弁護士に聴取したところ、裁判所から依頼された管財案件であり、社会保険関係の手続には一切関与していないとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の事業主である申立人は会社の業務としてなされたと考えられる当該行為について責任を負うべきであり、当該行為が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案2164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年8月17日まで
終戦後の昭和20年8月23日、会社から連絡があり最後の給料を受け取りには行ったが、その後脱退手当金を受け取りに会社に出向いたことは無いと夫は言っていた。

夫は、脱退手当金を受け取っていないので調査をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金を支給したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和21年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人及び4名が記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人を含む4名の脱退手当金の支給決定日が同日であることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の妻から聴取しても、申立人は請求・受給していないと主張するほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 26 日から 44 年 7 月 20 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 26 日から 44 年 7 月 20 日まで A 株式会社勤務し、給与から健康保険料や厚生年金保険料を控除されていたのに厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

在職証明書も提出するので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、事業主が提出した乗務員名簿、在職証明書、健康保険被保険者資格取得届及び同喪失届並びに複数の同僚の供述から、申立人が組合管掌健康保険の被保険者であったこと及び A 株式会社勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録が確認できないほか、申立人の健康保険の被保険者資格喪失確認通知書において、厚生年金保険の被保険者であれば通常記入されるべき厚生年金保険被保険者台帳の記号及び番号が記入されていないことが認められる。

また、昭和 42 年 12 月から 43 年 12 月までに A 株式会社に入社した 65 人について厚生年金保険の資格の取得状況を確認すると、申立人を含め 35 人が資格を取得していないことが認められた。

そして、資格を取得した 30 人について入社から資格取得までの期間を見ると、入社後 6 か月以内に資格を取得したものは 10 人、6 か月以上 12 か月以内に資格を取得したものが 4 人、12 か月以上 24 か月以内に資格を

取得したものが 12 人、24 か月以上を要して資格を取得したものが 4 人となっており、A 株式会社が厚生年金保険の適用について一定のルールを設定していたことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所で確認したところ、A株式会社B支店の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっていた。周囲には脱退手当金を受給している人もいたが、自分は結婚後もいずれ再就職しようと考えていたので脱退しなかった。自分で脱退手当金を請求したことも、受け取ったことも無いので、調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA株式会社B支店において昭和 41 年 1 月から 45 年 12 月までに資格を喪失した女性 31 名を抽出し、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め 18 名に脱退手当金の支給記録があり、資格喪失後、約 3 か月以内に支給決定されている者が 17 名いるとともに、申立人と同日に資格喪失した者の脱退手当金の支給決定日が申立人と同日であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 2 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人からの回答でも請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から29年1月2日まで
昭和28年2月1日から35年12月31日までA校で教員として勤務していた。年金手帳の再交付の関係で、53年12月にB社会保険事務所からもらった文書（「厚生年金保険被保険者期間について」）によると、28年2月1日から29年1月2日までA校での厚生年金保険の記録があった。にもかかわらず、現在の厚生年金保険被保険者期間を見ると記録が無い。一度は存在した厚生年金保険被保険者期間がなぜ無くなってしまふのか。

至急、記録を元どおりに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社会保険事務所長名の回答書及び平成9年8月29日付けの被保険者記録照会回答票から、申立期間が厚生年金保険の記録として残されていると主張している。

しかしながら、Cは、申立期間である昭和28年2月1日から29年1月2日までの11か月は私学共済に移管され、この加入期間は、退職一時金にて支給済みとなっていると回答している。

また、社会保険事務所の記録によると、A校は、昭和29年1月1日私学共済加入と記されているところ、私学共済法附則第13項によると「組合成立の際、現に厚生年金保険の被保険者だった者が組合成立と同時に組合員となった場合、厚生年金保険の全被保険者期間は加入期間とみなす。」とあり、申立人の申立期間は、私学共済に移管されていたことになる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、昭和 29 年 1 月 1 日に私学共済への加入と同時に厚生年金保険から移管されており、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 20 日から 41 年 8 月 1 日まで

A区B町に所在したC株式会社に昭和 37 年 9 月に入社し、社名がD株式会社となっていた期間を含め、44 年 7 月に同社を退職するまでE士として継続して勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社での厚生年金保険加入記録は 41 年 8 月 1 日以降のものしかなく、38 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まではF株式会社での加入記録があるとのことであったが、E株式会社には勤務したことが無い。40 年 11 月にはG組合からC株式会社勤続 4 年の表彰を受けており、入社当初から厚生年金保険料が控除され、健康保険にも加入していたはずなので、申立期間もC株式会社の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の所在地や業務内容に関する申立人及び複数の同僚の供述、並びにF組合からの表彰状から、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において、C株式会社及び名称変更後のD株式会社（昭和 40 年 5 月 25 日に名称変更。複数の同僚は、名称変更後も対外的にはC株式会社で通用していたとしている。）に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険事務所の記録から確認できるものの、昭和 43 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の事業主も亡くなっていることから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除等、申立てに係る事実を確認できる関連資料

及び周辺事情を得ることができない。

また、申立人には、昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで F 株式会社における厚生年金保険の加入記録があるところ、同社は、同僚の供述及び社会保険事務所の記録により、C 株式会社の事業主の父が経営する同族会社であったことが認められるとともに、申立人の加入期間以外に同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した経緯については、当時の事業主が既に亡くなっているため不明であるが、商業登記簿の記録によれば、同社はその後、商号変更を繰り返し、41 年 5 月に H 株式会社、42 年 4 月に I 株式会社となっており、申立人の 41 年 8 月 1 日以降の厚生年金保険加入記録は、J 株式会社は既に適用事業所ではなくなっていることから、D 株式会社が新たに厚生年金保険の適用事業所となった際に被保険者資格を取得したものであることが社会保険事務所の記録で確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間当時の C 株式会社及び名称変更後の D 株式会社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の一人は、在職中は申立人と一緒に E 士として勤務していたとした上で、「私は昭和 39 年 10 月に入社したが、勤務していた期間のうち、入社当初の 8 か月を含め、計 13 か月の加入記録が無い。」とし、申立人の加入記録がある E 株式会社について、「F 株式会社は同族会社で従業員二人だけの家電店であった。厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たすため、C 株式会社の従業員を振り向けていたのではないか。」と供述しているほか、41 年 4 月に入社したとする同僚も、入社時から 4 か月の記録が無いとしており、当該事業所では従業員全員を必ずしも入社当初から厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管する C 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載が無く、健康保険の番号に欠番も無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は C 株式会社に所属していたものの、入社当初は試用期間のため厚生年金保険に加入されられず、その後、事業主側の都合により F 株式会社が適用事業所であった期間（申立人の F 株式会社における被保険者期間と同じ昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日までの間）は同社において被保険者とされた後、同社が 41 年 5 月に H 株式会社（後に C 株式会社に名称変更）として適用事業所となった時点で再び加入手続きがとられたものと考えるのが妥当である。

このほか、申立期間当時の C 株式会社及び名称変更後の D 株式会社における申立人に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 12 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所からの連絡により、代表取締役を務めていた株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社 A は平成 12 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 5 月 9 日に、6 年 3 月から同年 9 月までの期間が 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から 12 年 4 月までの期間が 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は同社が設立されて以降、一貫して代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係事務は経理担当役員に任せていた。減額訂正には同意したことは無い。」としているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点での被保険者は事業主である申立人一人だけであり、標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正されているのも申立人だけであることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正を知らなかったとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る滞納処分票及び不納欠損決議書により、当該事業所の社会保険料の滞納に関して、平成 7 年から滞納処分票が作成され、経理担当者との度重なる面談、折衝によって

も滞納金が完納されなかったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 15 年 8 月 15 日まで
有限会社Aに平成11年4月1日から15年8月15日まで勤務したが、12年11月から15年8月まで預金通帳に振り込まれた給与支給額は平均すると約26万円であったのに、社会保険事務所の記録では11年4月1日から15年8月15日まで標準報酬月額9万8,000円となっている。
厚生年金保険加入記録上の標準報酬月額が預金通帳の記録と相違していることに納得できない。事業主が標準報酬月額を低く偽って届出をしていたのだから、適正な額に訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間(52か月)のうち、預金通帳により確認できる平成12年11月から15年8月まで(34か月)の給与振込額の平均は約26万円となっており、社会保険庁に記録されている標準報酬月額9万8,000円と相違していることは確認できる。

しかし、事業主は、当時は給与からの厚生年金保険料控除額も報酬月額を実際よりも少なく社会保険事務所に届け出ていたため相応に少なかったことを認めており、申立人もそのことを承知していると供述している。

また、申立人及び事業主とも給与からの控除額を示す給与明細書、給与台帳等の資料は無いが、今回、申立人が提出した平成13年分給与所得の源泉徴収票の記載額(社会保険料等の金額)を検証したところ、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計

額とほぼ一致する。

さらに、同僚の一人は報酬月額を最低額に設定した旨を、また別途申立てを行っている同僚一人は控除された保険料が給与支給総額に比べて少なかったことを認めている。

なお、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで
申立期間は、A部の事務補佐員として昭和 42 年 4 月から引き続き勤務しており、当時、事務補佐員は厚生年金保険に加入しなければならないとされていた。健康保険証を使用していたことも鮮明に記憶しているので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中、A部の事務補佐員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所の人事記録により、昭和 45 年 10 月 1 日付けで日給制の事務補佐員から正規職員のB職に任用換えとなったことが確認できる。

また、C会によると、昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 11 月 1 日までD組合の組合員であったとしていることから、申立人は、申立期間中、厚生年金保険が適用されない期間であった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 9 月 28 日まで

社会保険事務所からの連絡により、代表取締役を務めていた株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い標準報酬月額に訂正されていることが判明したので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、平成 7 年 9 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失しているが、適用事業所ではなくなった日以降である同年 10 月 16 日に、6 年 12 月 1 日にさかのぼって、申立人に係る標準報酬月額が、当初記録されていた 50 万円から 17 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかった上、減額訂正については、社会保険事務所の職員が行ったのではないかと供述している。

しかしながら、事業主である申立人によると、株式会社 A の社会保険事務所に対する手続や社会保険料の納付は、自ら行っていたと供述しているほか、同社の適用事業ではなくなる手続及び役員と従業員の被保険者資格喪失手続を、B 社会保険事務所に出向いて行ったとしていることから、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

なお、当該事業所において、標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正されている

被保険者は申立人のみである。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年から平成元年 11 月 1 日まで

私は、昭和 54 年に A 株式会社にて営業担当として入社、当時は 100 人前後の社員がおり、その後売上が向上したことにより社員も増加し、急成長したため、平成になった時期には、全国に支店を設置し全社員は 700 人くらいになった。

最後は、役員になり平成 3 年 6 月に退職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 株式会社にて勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立内容、同僚の供述及び表彰状により推認できる。

しかしながら、B 組合の申立人に係る健康保険資格証明書における資格取得及び資格喪失日は、社会保険庁の厚生年金保険の記録と一致している上、同組合は当時の届出書について、社会保険事務所に届け出る届出書と複写式であったと回答している。

また、申立人の当該事業所における申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が同僚とする者及び同社に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の被保険者に照会したところ、厚生年金保険被保険者としての資格取得日は、

入社時である者及び入社から数か月後又は数年後である者がおり、資格取得手続が区々となっている状況がうかがえる。

加えて、当該被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立期間における申立人の氏名は無い。

なお、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、当該事業所は既に解散し、当時の事業主の供述も得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 5 月まで

社会保険庁の記録では、A株式会社に勤務していた申立期間が欠落している。申立期間については、同社において正社員としてコンクリート製品の製造、配達の仕事をしていたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社の所在地や業務内容を記憶しており、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、元事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の届出について事業所は平成 19 年 9 月に破産したため書類等は破産管財人に渡っており、申立人の厚生年金保険料の納付については確認できないとしているほか、申立人のことは記憶していないとしている。

なお、破産管財人は、事業所の破産時点での在籍従業員以外の従業員に関する書類は無いとしている。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の届出について、社会保険事務所が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であることが確認できる同僚に照会したものの、申立人のことは記憶していないとの供述であった。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所の記録に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間について、厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 10 月 19 日まで

私は昭和 29 年 3 月に A 校(現在は、B 校)を卒業し、同時に職安の紹介により C 株式会社に就職し、32 年 4 月まで勤務したが、この間厚生年金保険に加入していた。当初、C 株式会社に勤務した全期間の記録がみつからなかったものの、30 年 10 月から 32 年 4 月までの記録が判明したが、申立期間の記録が抜けているので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、C 株式会社に勤務していたことがうかがえる。

また、同僚照会において回答のあった者 9 人中 8 人が、入社数か月後に被保険者資格を取得していること、及び見習い期間があったとすることから、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿を検証したところ、当該事業所では資格取得が年に 1 回又は 2 回しか行われておらず、入社日が違う者もその時点にあわせて資格取得していることから、当該事業所では一定期間経過後にまとめて資格取得手続を行っていたことがうかがえる上、前述の 8 人のうち 4 人に対し照会したところ、被保険者資格取得前の期間において厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が先輩として名前を挙げた同僚の資格取得日(昭和 29 年 3 月 1 日)から、申立人の資格取得日(30 年 10 月 20 日)まで健康保険番号に欠番は無い上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険

者台帳記号番号払出票において、申立人に係る被保険者台帳記号番号は、31年1月13日において同僚3人分とともに、新規に払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社において被保険者であった平成7年4月1日から同年9月30日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA株式会社は、社会保険庁のオンライン記録から、平成7年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の申立期間の標準報酬月額については、同日以降の同年10月17日付けで、さかのぼって50万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、「社会保険事務所に対する申立期間の標準報酬月額の減額手続は、当時、会社の経営のすべてを任せていた取締役が行ったもので、自分は知らなかった。」と供述しているが、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことを認めているほか、同社の経営のすべてを任せていたとする取締役についても、申立人と一緒に標準報酬月額の減額処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録において確認できることから、当時、わずか二人しかいなかった事業所において、申立人の標準報酬月額の減額処理について、事業主である申立人が関与していなかったとは考え難い。

なお、申立人が経営のすべてを任せていたとする取締役に照会しても、回答が無く供述を得ることができない。

このほか、申立人の非関与をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該行為が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。